

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月17日
【事業年度】	第32期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社ハイパー
【英訳名】	HYPER Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 望月 真貴子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
【電話番号】	03 - 6855 - 8180（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 江守 裕樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
【電話番号】	03 - 6855 - 8180（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 江守 裕樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	22,268,215	22,147,210	25,139,298	21,351,579	20,536,537
経常利益 (千円)	341,585	348,472	543,286	272,528	36,056
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	203,135	183,874	334,214	182,350	53,481
包括利益 (千円)	206,567	180,354	336,131	181,750	53,718
純資産額 (千円)	2,541,548	2,662,573	2,940,307	3,151,806	3,363,025
総資産額 (千円)	6,493,863	6,280,970	6,644,414	6,799,998	6,833,067
1株当たり純資産額 (円)	289.10	300.91	329.14	341.78	340.56
1株当たり当期純利益金額 (円)	24.07	21.62	38.72	20.47	5.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	23.12	20.38	37.40	19.87	-
自己資本比率 (%)	37.8	40.9	43.1	45.2	48.3
自己資本利益率 (%)	8.53	7.32	12.31	6.14	1.68
株価収益率 (倍)	22.02	21.19	19.09	27.36	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	563,510	363,378	697,012	259,883	76,607
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	307,017	52,889	114,086	31,622	83,322
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	60,824	51,830	440,624	597,448	31,377
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,838,692	2,097,351	2,239,652	3,065,362	3,027,270
従業員数 (人)	261	259	267	269	288
(外、平均臨時雇用者数)	(36)	(38)	(46)	(31)	(28)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、2018年7月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 当社は、役員向け株式交付信託制度を導入しております。当制度の導入に伴い、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有している当社株式を、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4 第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5 第32期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6 過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、第31期の主要な経営指標等は訂正後の決算数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	21,776,569	21,418,085	24,239,569	20,489,291	19,637,138
経常利益 (千円)	351,076	347,154	495,804	244,635	7,344
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	206,212	216,534	269,538	174,612	64,639
資本金 (千円)	306,768	321,682	331,534	386,305	567,326
発行済株式総数 (株)	4,311,000	8,666,400	8,833,000	9,127,500	9,814,900
純資産額 (千円)	2,475,824	2,629,509	2,842,568	3,046,329	3,246,390
総資産額 (千円)	6,308,819	6,118,377	6,368,737	6,531,261	6,531,417
1株当たり純資産額 (円)	281.36	297.03	317.91	330.05	328.51
1株当たり配当額 (円)	18.00	13.50	9.00	9.00	9.00
(うち1株当たり中間配当額)	(8.50)	(9.00)	(4.50)	(4.50)	(4.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	24.43	25.46	31.23	19.60	6.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	23.47	24.00	30.16	19.02	-
自己資本比率 (%)	37.9	41.4	43.4	45.5	48.7
自己資本利益率 (%)	8.91	8.80	10.17	6.09	2.10
株価収益率 (倍)	21.69	17.99	23.67	28.57	-
配当性向 (%)	36.8	53.0	28.8	45.9	-
従業員数 (人)	212	195	212	212	228
(外、平均臨時雇用者数)	(34)	(35)	(34)	(30)	(26)
株主総利回り (%)	221.8	195.9	315.2	245.3	238.7
(比較指標: 配当込み TOPIX)	(122.2)	(102.7)	(121.3)	(130.3)	(146.9)
最高株価 (円)	1,350	2,313	875	737	639
		2 710			
最低株価 (円)	457	955	414	314	508
		2 450			

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、2018年7月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 当社は、役員向け株式交付信託制度を導入しております。当制度の導入に伴い、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有している当社株式を、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4 最高・最低株価は、2019年3月21日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)、2019年3月22日より2020年3月23日までは東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2020年3月24日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 第29期の事業年度別最高・最低株価のうち2は、株式分割(2018年7月1日、1株2株)による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しております。

6 第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7 第32期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

- 8 過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、第31期の主要な経営指標等は訂正後の決算数値を記載しております。

2【沿革】

年月	事項
1990年5月	電話一体型簡易通信端末「テレメーション」の普及のための企画及びビジネスホン、ファクシミリ、複写機の販売を事業目的として、東京都渋谷区に「ハイパーコンセプト株式会社」を資本金10,000千円で設立
1991年6月	本社を東京都渋谷区南平台町15-13から東京都板橋区南町8-6エクセル西池903号に移転
1992年8月	本社を東京都板橋区南町8-6エクセル西池903号から東京都豊島区東池袋3-20-9に移転
1993年6月	神田営業所を新設し、パソコン事業に参入
1993年11月	秋葉原にパソコン・マルチメディアショップ「LITS FACTORY」を出店 当社オリジナルDOS/Vパソコン「FACTORY」シリーズを発表
1994年7月	本社を東京都豊島区東池袋3-20-9から東京都千代田区外神田1-15-6に移転 秋葉原にコンパクト専門店、「SOUTH WIND」を出店
1995年3月	本社を東京都千代田区外神田1-15-6から東京都千代田区外神田1-11-6小暮ビルに移転
1998年4月	本社を東京都千代田区外神田1-11-6小暮ビルから東京都千代田区外神田1-11-5に移転
2000年2月	店舗を1店舗に統合
2000年7月	インターネットビジネス関連の子会社、「ハイパーネクスト株式会社」を設立
2001年12月	アスクール事業に本格進出
2003年12月	決算期を3月から12月に変更
2004年9月	「ハイパーネクスト株式会社」より営業を譲り受け、デジタルコンテンツ事業に本格進出 「ハイパーネクスト株式会社」解散(同年12月 清算終了)
2006年9月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2009年9月	商号を株式会社ハイパーに変更 本社を東京都千代田区外神田1-11-5から東京都中央区日本橋堀留町2-9-6(現在地)に移転
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に株式を上場
2010年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場
2011年6月	大阪支店及び広島支店を開設
2012年4月	小規模企業向けにサーバ等の情報通信機器の販売を行う連結子会社、「株式会社リストック」を設立
2013年3月	沖縄でのアスクール代理店業務を行う連結子会社、「株式会社らくさあ」を設立
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場
2014年8月	名古屋支店を開設
2015年6月	「株式会社らくさあ」を吸収合併
2016年1月	放課後等デイサービス事業等を行う連結子会社、「株式会社みらくる」を設立
2017年7月	「マルチネット株式会社」の全株式を取得し、連結子会社化
2017年9月	福岡支店を開設
2018年1月	セキュリティに特化したソフトウェア製品の販売事業を行う連結子会社、「株式会社セキュリティア」を設立
2019年3月	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)から同取引所市場第二部へ市場変更
2020年3月	東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部へ指定替え
2021年3月	エプソン販売株式会社と業務提携
2021年6月	エプソン販売株式会社と資本提携 「株式会社セキュリティア」を吸収合併
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社3社の計4社で構成され、ITサービス事業、アスクルエージェント事業を主たる業務としております。当社グループの事業内容は次のとおりであります。

(1) ITサービス事業

コンピュータ事業

当社グループは、法人ユーザー（主に上場企業及びその関連会社、従業員が100人以上でかつ情報システム担当者が設けられている法人）、システムインテグレータ、その他販売店等をターゲットとして、サーバ、コンピュータをはじめ、プリンタ、トナー、周辺機器、ネットワーク関連機器、ビジネス用ソフトウェア等を販売しております。ユーザーのニーズに合わせ、様々なメーカーの製品からそれぞれ優れたものを選んで組み合わせ、販売するマルチベンダーであります。

また、当社グループは売れ筋商品を大量に仕入れることによって、低価格での販売と早い納品体制を作っております。企業の部署単位での入れ替え、機器の故障、従業員の増加、部署移転などに伴う小規模及び随時の需要に注目し、電子メール及びFAXにて頻繁に価格情報を提供することにより、ユーザーに需要が発生した際に即時に受注につながる体制を作っております。

サービス&サポート事業

当社グループは、コンピュータ事業において取引を開始したユーザーを中心に、オフィス全般の設置保守業、LAN配線等のネットワークインフラ構築、電話配線作業、オフィスレイアウト、ヘルプデスクの運営、デジタルコンテンツの制作等の付加価値の高いサービス提供を行っております。

また、当社グループは、中小企業様向けセキュリティシステム等の製造・企画・販売、ITコンサルティング、セキュリティ対策等、より専門性の高いサービスの提供も行っております。

(2) アスクルエージェント事業

当社グループは、アスクル株式会社が行っている通信販売事業「ASKUL」の代理店業務、事務用品、オフィス家具等の販売を行っております。

ITサービス事業によって取引を開始したユーザーをはじめ、中小事業所から大手企業に対して、インターネット経由並びにFAXでの注文によるオフィス関連用品の翌日配送（一部、当日配送）サービスを提供しております。

(3) その他

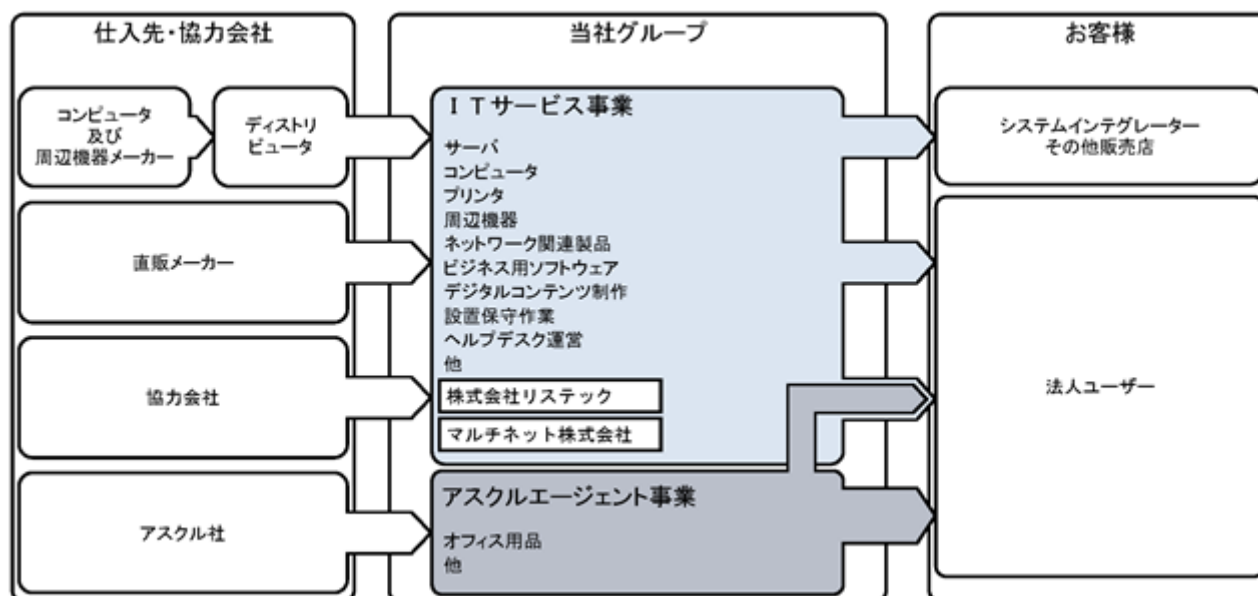
当社グループが行っている就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業を含んでおり、職業訓練・就労支援に関するサービス及び児童・生徒の発達支援に関するサービスの提供等を行っております。

事業内容と各社の当該事業にかかる位置付け及びセグメントとの関係は、次のとおりであります。

セグメント名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
ITサービス事業	コンピュータ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ及び周辺機器の販売 ・通信機器、事務機器、オフィスオートメーション機器の販売 ・情報処理サービス業及びソフトウェアの企画・開発・販売 	当社
	サービス&サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ及びその周辺機器の設置設定・保守 ・通信機器、事務機器、オフィスオートメーション機器の設置・保守 ・セキュリティ対策ソリューションの企画・販売・導入サービス 	当社

セグメント名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
ITサービス事業	サービス&サポート事業	・ 中小企業様向けセキュリティシステム等の製造・企画・販売	株式会社リステック
		・ ITコンサルティング、ネットワークシステムの構築・保守	マルチネット株式会社
アスクルエージェント事業	アスクルエージェント事業	・ アスクルシステムの代理店業務、事務用品、オフィス家具等の販売	当社
その他	就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業	・ 就労に必要な知識・能力の向上を目的とした訓練や準備、就職活動支援及び就職後の職場定着支援 ・ 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練	株式会社みらくる

事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 または被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社リステック (注)1	東京都中央区	50	中小企業向けセキュリティシステム等の製造・企画・販売	100.0	役員の兼任 2名
株式会社みらくる	東京都中央区	20	就労移行支援事業 放課後等デイサービス事業	100.0	役員の兼任 3名
マルチネット株式会社 (注)1	東京都千代田区	100	ITコンサルティング、ネットワークシステムの構築	100.0	役員の兼任 2名
(その他の関係会社) ララコーポレーション株式会社 (注)3、4	東京都豊島区	3	資産運用業務	被所有 24.0 [2.4]	-

- (注)1 株式会社リステック及びマルチネット株式会社は、特定子会社に該当しております。
- 2 当社は、100%連結子会社であった株式会社セキュリティアを2021年6月1日付で吸収合併いたしました。
- 3 議決権の所有または被所有割合の[]内は、緊密な者等の所有割合で外数となっております。
- 4 ララコーポレーション株式会社は、創業者である関根俊一の親族が株式を保有する資産管理会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ITサービス事業	190(17)
アスクルエージェント事業	25(7)
その他	14(1)
全社(共通)	59(3)
合計	288(28)

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
228(26)	38.9	10.0	4,927,031

セグメントの名称	従業員数(人)
ITサービス事業	144(16)
アスクルエージェント事業	25(7)
その他	-(-)
全社(共通)	59(3)
合計	228(26)

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社は、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 基本方針

当社グループは、「ユーザーニーズ実現企業」として、すべてのステークホルダーとの長期的に安定した共存共栄を目指すことを経営理念に掲げております。企業価値の向上を図り、当社グループを支持していただいている株主、顧客、取引先の皆様の期待にお応えしていくことを目標として、事業活動を展開しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、販売を中心とする企業であり、企業の発展と存続を示すものとの観点から、売上高の安定的拡大並びに事業の収益力を示す営業利益、経常利益を指標として重視し、これら指標の継続的向上に努めてまいります。

(3) 経営環境

当社グループが属するコンピュータ販売業界におきましては、パソコンの買い替え需要の低迷や企業の設備投資減少、依然として続く世界規模の半導体供給不足等の影響を強く受けております。また、ノートパソコンの需要を伸ばさせ、市場全体の下支えをしてきた小中学校向けのGIGAスクール構想による導入が終了、加えて在宅勤務等のテレワーク需要が一巡したことにより、市場全体が大幅な縮小傾向で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、顧客ニーズが高まるセキュリティ関連事業への継続的な取り組みやニューノーマル時代の働き方に呼応した製品・サービスの販売に注力してまいりました。また、当社独自の在庫販売戦略を継続しつつ、ソリューション営業の強化、クラウドサービスの販売、DX関連需要への対応や各メーカーとのアライアンス強化等を図ることなどに取り組んでまいりました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

業界のマーケットは縮小傾向にあり、インターネットの価格比較サイト等による商品価格情報の提供やメーカー直販による低価格販売等、コンピュータ及び周辺機器の価格に対する競争は激しさを増しています。

当社グループにおきましては、既存事業の収益力の強化に注力するとともに、市場のニーズに呼応した新たな事業を展開し、これらの新規事業や新たなサービスの早期収益化の体制を構築、業績の向上を目指してまいります。

財務上の対処すべき課題といたしましては、当社グループの安定した財政基盤の維持を前提に、更なる企業価値向上のための自己資産を活用など、当社グループ資産の一層の有効活用を図るとともに、株主への安定的利益還元などにより資本効率の改善を進めてまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況、財務諸表等に関する事項のうち、当連結会計年度末現在において、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

[特に重要なリスク]

(1) ITサービス事業について

価格競争の動向について

事業の中心であるコンピュータ販売では、法人、個人とも国内市場は飽和状態にあり、代替需要が中心となっております。商品の低価格化も進んでおり、今後、市場全体（販売台数・販売金額）の伸びは緩やかなものにならざるを得ません。その中でインターネットの価格比較サイト等による商品価格情報の提供やメーカー直販による低価格販売により、コンピュータ及び周辺機器の価格に対する競争は激しさを増しています。

当社グループは、売れ筋商品に限定した在庫を保有し仕入価格を下げることで、価格優位性を保ち価格競争に巻き込まれることのない経営を行っておりますが、今後のコンピュータ業界の動向によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

在庫商品の陳腐化について

当社グループは、在庫商品について適切に管理・運用しておりますが、コンピュータのライフサイクルが比較的短いため、保有在庫の陳腐化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

業界動向について

現在多くのコンピュータ製品は特定のOSに依存しており、OSの仕様変更やサポート体制の見直し、コンピュータ製品の需要に大きく影響します。また、コンピュータ製品は様々なパーツ（CPU、メモリ、ハードディスク等）で構成されていることから、パーツの供給状況如何によっては、コンピュータ製品の流通量が減少することが考えられます。これらの業界の動向は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) アスクルエージェント事業について

当社グループは、アスクル株式会社が行っている事務用品の通信販売事業「ASKUL」の代理店業務を行っております。今後、アスクル株式会社の経営方針の変更や市場での競争激化による利益率の低下等によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の仕入先への依存について

当社グループが取扱う商品は、上位数社の仕入先に大きく依存しております。これら上位仕入先とは現在良好な関係を維持しておりますが、何らかの事情により取引が大きく変動した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業投資について

当社グループでは、既存ビジネスの拡大、新たな事業領域への進出等を目的として、事業譲受、M&A、子会社の設立等により組織の変更を行う可能性があります。これらの資金は、自己資金だけでなく、金融機関からの借入金等により賄われる場合もあります。これらの意思決定を行う際には、対象会社の財政状態や経営成績、進出事業のリスク等を慎重に検討し、総合的な判断のもと決定するよう努めておりますが、当該会社の財政状態や経営成績の状況等によって有価証券に評価損が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の影響については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおり業績等に影響が生じておりますが、感染の収束時期の状況によっては、当社グループの業績にさらなる影響を与える可能性があります。また、当社グループの従業員が同ウイルス感染症に感染し、それが拡大した場合、一時的な操業停止が発生する等のリスクがあります。これらに対する取り組みとして、当社グループにおきましては、検温・体調チェック、在宅勤務の実施及びWEB会議システムの活用等を実施することで、感染拡大の防止と感染リスクの低減を図っております。

[重要なリスク]

(1) オリジナル商品や新製品について

当社グループのオリジナル商品や当社グループが企画した新商品が、市場の支持を得ることができず、販売計画を大きく下回り収益性を低下させた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報システムのトラブルについて

予測不能な事象により基幹システムに障害が発生し、復旧作業に一定時間以上を要する事となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報管理について

当社グループでは業務に関連して多数の企業情報を保有するとともに、個人情報取扱業者として多数の個人情報を保有しております。これらの情報の管理については、社内規程を制定し、その遵守に努めております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けており、定期的に従業員に対する教育を行っております。しかしながら、予期せぬ事態により情報が漏洩した場合には、損害賠償請求や社会的信用下落等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害について

当社グループは全国に事業所7拠点と東京に物流センター1拠点を設置し事業展開しており、大地震や台風等の巨大な自然災害が発生した場合、各拠点は甚大な被害を受ける恐れがあり、その規模によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保について

今後の持続的発展、事業拡大にあたり、人材の確保及び育成は必要不可欠であると考えております。当社グループは、中長期における人材の確保に注力しておりますが、優秀な人材の確保や人材の育成が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 株式価値希薄化について

当社グループはストックオプション制度を採用しており、当社取締役及び使用人に対して新株予約権462,200株相当、潜在株式を含めたシェア4.7%を付与しております。かかる新株予約権は、使用人等の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるものでありますが、新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、新株予約権により取得した株式が市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社は、2022年2月14日付「2021年12月期決算発表の延期及び特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、決算業務を進めるなかで、一部の取引において、不適切な売上処理が行われていた疑いがあることが判明したため、当社と利害関係を有しない外部の有識者によって構成する特別調査委員会を設置して調査を行いました。

調査の結果につきましては、2022年4月25日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて調査報告書を公表しております。

当社は、今回の本報告書で指摘された問題点及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、今後の再発防止に全力で取り組む所存です。

なお、調査報告書の提言を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. オフィスデザインの役務提供取引に対する管理体制の再構築

(1) リスクの洗い出しと評価

(2) 本件の不正の手口を踏まえた予防統制・発見統制の導入

2. 内部監査部門も含めた管理部門によるモニタリング機能の強化

(1) 内部監査部門やその補助者の増員、外部専門家導入などによる人員面の強化

(2) 取締役会その他の重要な意思決定機関の議論の記録化を徹底

3. 経営陣を含めた管理職及び部門担当者の業務及び会計知識の向上

(1) 外部専門家による役員向け、従業員向けの研修を実施

4. 業務分掌、職務権限における権限と責任の範囲の厳格化

(1) 部門長による案件担当の禁止

(2) 担当者の活動をブラックボックス化させないための人事ローテーションの実施

5. コンプライアンス意識の改革

(1) 経営トップからのコンプライアンス最優先のメッセージ発信

(2) 関与者に対する厳正な処分と、問題となった行為の内容を社内へ周知徹底

(3) 教育・研修の継続的な実施によるコンプライアンス意識の醸成

(4) コンプライアンス窓口の充実化の検討

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社では速やかに再発防止策を実行し、信頼回復に努めてまいります。

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響のもと、依然として厳しい状況にあるなか、企業の業績は持ち直しの動きがみられたものの、一部で弱さが増しております。変異株をはじめ感染症の影響による供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスク、また、内外経済や金融資本市場の変動等の影響など、先行きに不透明な要素が見られました。

当社グループが属するコンピュータ販売業界におきましては、パソコンの買い替え需要の低迷や企業の設備投資減少による影響を強く受けております。また、ノートパソコンの需要を伸ばさせ、市場全体の下支えをしてきた小中学校向けのGIGAスクール構想による導入が終了、加えて在宅勤務等のテレワーク需要が一巡したことにより、市場全体が大幅な縮小傾向で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、新規顧客の開拓、ニーズが高まるセキュリティ関連事業への継続的な取り組み、ニューノーマル時代の働き方に呼応した製品・サービスの販売に注力してまいりました。また、当社独自の在庫販売戦略を継続しつつ、ソリューション営業、ストックビジネスの強化、DX関連需要への対応や各メーカーとのアライアンス強化等を図ることにより、事業の収益力の継続的な向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は20,536,537千円（前連結会計年度比3.8%減）、経常利益36,056千円（前連結会計年度比86.8%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は53,481千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益182,350千円）となりました。

各セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

ITサービス事業

法人向けコンピュータ市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響から企業活動の抑制など、市場における投資需要は先送り傾向が続いております。また、ノートパソコンの需要を大幅に押し上げてきた小中学校向けのGIGAスクール構想による導入が終了したことや、在宅勤務等のテレワーク需要が一巡したことにより、市場全体

が大幅な縮小傾向で推移、加えて世界規模の半導体供給不足などの問題も継続しており、部材不足による顧客ニーズのあるパソコンが提供できない状況は解消されておらず、法人市場は大変厳しい状況が続いております。

当社グループにおきましては、状況に応じた在庫の調達を行いつつ、新規顧客の開拓、エンドユーザーへの販売強化、ニューノーマル時代の働き方に呼応した製品やサービスの販売、DX関連需要への取組みに注力するなど、感染拡大予防策を講じながら営業活動を行ってまいりました。しかしながら、緊急事態宣言の影響により大型案件の長期化、ペンディングなどでパソコン需要が低迷したことや半導体不足による顧客ニーズのあるパソコン本体等ハードウェアの供給不足が当初の想定以上に広範囲かつ長期間に及んでいることなどから売上が減少傾向で推移することとなりました。また、今後の持続的かつ安定的な成長並びに戦略的投資の視点から、今後需要の拡大が見込まれるネットワークインフラ、セキュリティ、DX分野のエンジニアを中心とした人員の増強・育成、デジタル化や自動化などに関連したシステムへの投資など経費の増加もあり営業利益が大きく減少いたしました。

その結果、売上高は11,212,595千円（前連結会計年度比9.5%減）、営業損失は59,068千円（前連結会計年度の営業利益は186,321千円）となりました。

アスクルエージェント事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、既存取引先の稼働促進や新規取引先の拡大などの営業活動を、訪問主体からITを活用したWeb商談等に置き換えることにより生産性の向上に努めるとともに、継続して先行投資を行ってまいりました。

企業の在宅勤務の増加などによりオフィス関連商材などの一部に影響を受けたものの、マスクや消毒液をはじめとする衛生用品および生活用品等の売上が好調に推移いたしました。

その結果、売上高は9,232,238千円（前連結会計年度比4.2%増）、営業利益は108,715千円（前連結会計年度比58.9%増）となりました。

その他

当社グループは、就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業を3施設運営しており、職業訓練・就労支援に関するサービス及び児童・生徒の発達支援に関するサービスの提供を行っております。

啓発活動などの利用者促進策に注力してまいりましたが、一部事業においては利用者数に持ち直しの傾向がみられたものの、緊急事態宣言の影響などで、新規の利用者の契約数に鈍化傾向が続きました。

その結果、売上高は91,703千円（前連結会計年度比10.7%減）、営業損失は1,038千円（前連結会計年度の営業利益は17,457千円）となりました。

財政状態の状況

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、6,422,714千円（前連結会計年度末は6,316,832千円）となり、105,881千円増加いたしました。「売掛金」及び「電子記録債権」が増加したことが大きな要因であります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、410,352千円（前連結会計年度末は483,165千円）となり、72,812千円減少いたしました。「有形固定資産」が増加したものの「無形固定資産」及び「その他（投資その他の資産）」が減少したことが大きな要因であります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は、2,959,773千円（前連結会計年度末は3,023,582千円）となり、63,809千円減少いたしました。「買掛金」が増加したものの「短期借入金」及び「1年内返済予定の長期借入金」が減少したことが大きな要因であります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は、510,268千円（前連結会計年度末は624,608千円）となり、114,340千円減少いたしました。「リース債務」が増加したものの「長期借入金」が減少したことが大きな要因であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ211,218千円増加し、3,363,025千円となりました。自己資本比率は45.2%から48.3%に増加しました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて38,092千円減少し、3,027,270千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は76,607千円（前連結会計年度比183,276千円の資金減）となりました。これは主に、「仕入債務の増減額」が増加したものの、「売上債権の増減額」が増加したこと並びに「税金等調整前当期純利益」が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は83,322千円（前連結会計年度比51,700千円の資金減）となりました。これは主に、「敷金及び保証金の差入による支出」が減少したものの、「有形固定資産の取得による支出」が増加したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は31,377千円（前連結会計年度比628,825千円の資金減）となりました。これは主に、「株式の発行による収入」が増加したものの、「短期借入金の増減額」及び「長期借入れによる収入」が減少したことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは、法人向けの販売を中心に事業を営んでおり、生産実績及び受注実績は記載しておりません。

a. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	前年同期比(%)
ITサービス事業(千円)	9,390,017	86.0
アスクルエージェント事業(千円)	8,258,250	104.1
その他(千円)	78,636	99.8
合計(千円)	17,726,903	93.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	前年同期比(%)
ITサービス事業(千円)	11,212,595	90.5
アスクルエージェント事業(千円)	9,232,238	104.2
その他(千円)	91,703	89.3
合計(千円)	20,536,537	96.2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、必要と思われる見積りについては、合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 財政状態

当連結会計年度末の財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

ロ 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の業績は、売上高は20,536,537千円(前連結会計年度比3.8%減)となりました。ITサービス事業は、Windows 7のサポート終了に伴うWindows10搭載機への入れ替え需要の反動減により当初の見込み通り販売台数が減少、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響などから企業の設備投資も縮小傾向で推移しました。また、主要部品の不足を起因としたパソコンの供給不足などの不安定要素も一部あり、市場におけるパソコンの調達が難しい状況等もあり、売上高は11,212,595千円(前連結会計年度比9.5%減)となりました。アスクルエージェント事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、既存取引先の稼働促進や新規取引先の拡大などの営業活動を、訪問主体からITを活用したWeb商談等に置き換えることにより生産性の向上に努めるとともに、継続して先行投資を行ったことにより、売上高は9,232,238千円(前連結会計年度比4.2%増)となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、2,852,265千円(前連結会計年度比3.1%減)となりました。売上原価は、17,684,272千円(前連結会計年度比3.9%減)となりました。また、売上高に対する売上原価の比率は前連結会計年度に比べ0.1ポイント減少し、売上総利益率は上昇いたしました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、2,803,657千円(前連結会計年度比5.0%増)となりました。また、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は、前連結会計年度に比べ1.1ポイント増加し、13.7%となりました。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は、48,607千円(前連結会計年度比82.1%減)となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は助成金収入や広告料収入等で10,751千円(前連結会計年度比19.1%減)、営業外費用は株式交付費等で23,302千円(前連結会計年度比80.0%増)となりました。また、経常利益は36,056千円(前連結会計年度比86.8%減)となりました。

(税金等調整前当期純利益)

税金等調整前当期純利益は、37,778千円(前連結会計年度比86.2%減)となりました。

(法人税等)

税金等調整前当期純利益に対する法人税等は、91,259千円(前連結会計年度比0.8%増)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は53,481千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益182,350千円)となりました。

ハ キャッシュ・フロー

当連結会計年度末のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの所要資金は、大きく分けて設備投資資金及び運転資金の2つとなっております。基本的には、営業活動によるキャッシュ・フローの増加を中心としながらも、事業拡大に伴う多額のシステム設備投資資金については長期借入などによって調達を行ってまいりました。今後事業の拡大をしていくにあたり、その所要資金については、これまで同様に、営業キャッシュ・フローの枠を基本としつつ、財務安全性や調達コストを勘案の上、資金調達を行ってまいります。

また、運転資金については、営業活動により得られるキャッシュ・フローのほか、金融機関からの借入による資金調達を基本としております。なお、当社グループは、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結し、急な資金需要の不測の事態にも備えております。また、長期借入については、将来の金利上昇リスクをヘッジするため、主に固定金利での調達を行っております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況について

2021年度の達成・進捗状況は以下のとおりです。

売上高は計画比3,463百万円減（14.4%減）となりました。これは主に、Windows 7のサポート終了に伴うWindows10搭載機への入れ替え需要の反動減より販売台数が減少、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響などから企業の設備投資も縮小傾向で推移したため販売台数が当初の見込みより伸び悩んだことによるものです。テレワーク関連などによってIT需要の底上げが見られたものの、全般的には企業活動の抑制などから市場における投資需要は先送り傾向が続きました。また、主要部品の不足を起因としたパソコンの供給不足などの不安定要素も一部あり、市場におけるパソコンの調達が難しい状況で、法人市場には大変厳しい状況となりました。

営業利益は既存のビジネスモデルのブラッシュアップや全社的な業務スタイルの改革等に取り組むことで販売効率を改善、また、SFAやマーケティングを利用した営業活動による稼働顧客数の増加を目指してまいりましたが、371百万円減（88.4%減）となりました。また、経常利益は388百万円減（91.5%減）となりました。

指標	2021年度（当初計画）	2021年度（実績）	2021年度（計画比）
売上高	24,000百万円	20,536百万円	3,463百万円（14.4%減）
営業利益	420百万円	48百万円	371百万円（88.4%減）
経常利益	425百万円	36百万円	388百万円（91.5%減）

4【経営上の重要な契約等】

業務提携契約

契約先	契約名称	契約内容	契約期間
エプソン販売株式会社	パートナーシップ契約書	オフィス向けインクジェットプリンターをはじめとする商品・サービスの販売強化を目的とする業務提携契約	2021年4月1日から2022年3月31日まで(以後1年毎の自動更新)

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、本社資産として、事務機器及び什器の設備投資を実施いたしました。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	ITサービス事業 アスクルエージェ ント事業	事務所	54,771	26,888	40,740	26,318	148,720	183 (17)
大阪支店 (大阪市中央区)	ITサービス事業 アスクルエージェ ント事業	事務所	3,518	737	-	-	4,255	20 (4)
広島支店 (広島市中区)	アスクルエージェ ント事業	事務所	141	235	-	-	376	6(3)
名古屋支店 (名古屋市中区)	ITサービス事業 アスクルエージェ ント事業	事務所	233	759	-	-	993	10 (2)
福岡支店 (福岡市博多区)	ITサービス事業 アスクルエージェ ント事業	事務所	649	348	-	-	998	9(-)

(注) 1 金額には消費税等は含んでおりません。

2 本社、大阪支店、広島支店、名古屋支店及び福岡支店は賃借しております。年間賃借料(共益費等含む)は、本社が101,500千円、大阪支店が6,106千円、広島支店が3,091千円、名古屋支店が2,177千円、福岡支店が2,685千円であります。

3 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
株式会社リステック	本社 (東京都中央区)	ITサービス事業	事務所	509	1,880	4,439	6,829	11(1)
株式会社みらくる	直営店 (3店舗)	その他 (就労移行支援事 業及び放課後等デ イサービス事業)	事務所	4,215	0	-	4,215	14(1)
マルチネット株式会社	本社 (東京都千代田区)	ITサービス事業	事務所	3,976	1,322	321	5,620	35(-)

(注) 1 金額には消費税等は含んでおりません。

2 株式会社リステック本社、株式会社みらくる直営店及びマルチネット株式会社本社は賃借しております。年間賃借料(共益費等含む)は、株式会社リステック本社が7,240千円、株式会社みらくる直営店(3店舗)が7,907千円、マルチネット株式会社本社が23,556千円であります。

3 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,400,000
計	26,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年5月17日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,814,900	9,827,700	東京証券取引所 市場第一部 (事業年度末現在) プライム市場 (提出日現在)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は100株であ ります。
計	9,814,900	9,827,700	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ 2015年6月16日取締役会決議

決議年月日	2015年6月16日
付与対象者の区分及び人数	従業員 56名
新株予約権の数	385個 [385個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	154,000株 [154,000株] (注)5
新株予約権の行使時の払込金額	251円(注)1、5
新株予約権の行使期間	自 2017年6月17日 至 2025年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 347円(注)5 資本組入額 174円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの支払金額に付与株式数を乗じた金額とする。
- 2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができない。
- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価格を調整して得られる再編後の行使価格に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2015年11月27日開催の取締役会決議により、2016年1月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

□ 2016年4月19日取締役会決議

決議年月日	2016年4月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名
新株予約権の数	29個 [13個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,600株 [5,200株] (注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1、4
新株予約権の行使期間	自 2016年5月24日 至 2022年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 184円(注)4 資本組入額 92円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。
- 2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
 - (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

八 2016年5月17日取締役会決議

決議年月日	2016年5月17日
付与対象者の区分及び人数	執行役員 3名 従業員 54名
新株予約権の数	865個 [865個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	173,000株 [173,000株] (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	229円 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	自 2018年5月18日 至 2026年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 309円 (注) 4 資本組入額 155円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの支払金額に付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価格を調整して得られる再編後の行使価格に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

二 2017年4月13日取締役会決議

決議年月日	2017年4月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名
新株予約権の数	51個 [39個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	20,400株 [15,600株] (注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1、4
新株予約権の行使期間	自 2017年5月17日 至 2023年5月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 234円(注)4 資本組入額 117円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

(3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ホ 2018年4月12日取締役会決議

決議年月日	2018年4月12日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名
新株予約権の数	17個 [13個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,800株 [5,200株] (注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1、4
新株予約権の行使期間	自 2018年5月9日 至 2024年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 616円(注)4 資本組入額 308円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

(3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。ただし、株主総会における決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 2 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2018年 5 月15日開催の取締役会決議により、2018年 7 月 1 日付で 1 株を 2 株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

へ 2018年9月12日取締役会決議

決議年月日	2018年9月12日
付与対象者の区分及び人数	執行役員 2名 従業員 203名
新株予約権の数	964個 [964個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	96,400株 [96,400株]
新株予約権の行使時の払込金額	578円(注)1
新株予約権の行使期間	自 2020年9月13日 至 2028年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 847円 資本組入額 424円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの支払金額に付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価格を調整して得られる再編後の行使価格に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注)1	30,400	4,311,000	6,936	306,768	6,936	256,780
2018年1月1日～ 2018年6月30日 (注)1	10,700	4,321,700	3,238	310,006	3,238	260,018
2018年7月1日 (注)2	4,321,700	8,643,400	-	310,006	-	260,018
2018年7月1日～ 2018年12月31日 (注)1	23,000	8,666,400	2,676	312,682	2,676	262,694
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注)1	166,600	8,833,000	18,851	331,534	18,851	281,546
2020年1月1日～ 2020年3月31日 (注)1	7,600	8,840,600	894	332,428	894	282,440
2020年3月23日 (注)3	200,000	9,040,600	39,300	371,728	39,300	321,740
2020年4月22日 (注)4	46,500	9,087,100	9,137	380,865	9,137	330,878
2020年4月1日～ 2020年12月31日 (注)1	40,400	9,127,500	5,440	386,305	5,440	336,318
2021年1月1日～ 2021年3月31日 (注)1	2,400	9,129,900	370	386,676	370	336,688
2021年6月28日 (注)5	640,000	9,769,900	175,040	561,716	175,040	511,728
2021年4月1日～ 2021年12月31日 (注)1	45,000	9,814,900	5,609	567,326	5,609	517,338

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

- 2 2018年7月1日付をもって1株を2株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が4,321,700株増加しております。
- 3 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 415円
発行価額 393円
資本組入額 196.5円
払込金総額 7,860万円
- 4 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 393円
資本組入額 196.5円
割当先 株式会社SBI証券
- 5 有償第三者割当

発行価格 547円
資本組入額 273.5円
割当先 エプソン販売株式会社

- 6 2022年1月1日から2022年5月17日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が12,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,645千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年4月15日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	18	47	22	19	9,290	9,406	-
所有株式数(単元)	-	5,948	2,156	37,811	437	302	51,590	98,244	3,300
所有株式数の割合(%)	-	6.05	2.19	38.47	0.44	0.31	52.51	100.00	-

- (注) 1 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、12単元含まれております。
2 自己株式2,408株は、「個人その他」に24単元、「単元未満株式の状況」に8株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年4月15日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ララコーポレーション株式会社	東京都豊島区千早3丁目27-2	2,357,000	23.99
玉田 宏一	千葉県千葉市中央区	1,309,000	13.32
エプソン販売株式会社	東京都新宿区新宿4丁目1-6 JR新宿ミライナタワー29F	700,000	7.12
遠藤 孝	東京都八王子市	544,700	5.54
株式会社ミートプランニング	群馬県高崎市倉賀野町3199-1	404,000	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	385,300	3.92
関根 俊一	東京都豊島区	242,100	2.46
ハイパー従業員持株会	東京都中央区日本橋堀留町2丁目9-6	229,400	2.33
株式会社庚申	東京都中央区八丁堀2丁目26-9 グランデビルディング3F	180,000	1.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	176,200	1.79
計	-	6,527,700	66.44

- (注) 1 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)には、役員向け株式交付信託による保有株式130,000株含まれております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年4月15日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,822,000	98,220	-
単元未満株式	普通株式 3,300	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,827,700	-	-
総株主の議決権	-	98,220	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、役員向け株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式130,000株(議決権1,300個)及び証券保管振替機構名義の株式1,200株(議決権12個)が含まれております。
2 単元未満株式数には当社所有の自己株式8株が含まれております。

【自己株式等】

2022年4月15日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ハイパー	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号	2,400	-	2,400	0.02
計	-	2,400	-	2,400	0.02

- (注) 1 上記の他に単元未満株式として自己株式を8株所有しております。
2 役員向け株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式130,000株については、上記自己株式等に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員向け株式交付信託制度の概要

当社は、2019年2月20日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2019年3月27日開催の第29回定時株主総会において、導入に関する議案が承認されました。

制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。また、本制度においては、第29回定時株主総会終結日の翌日から2025年3月の定時株主総会終結の日までの6年間の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金480百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

取締役に交付される株式の算定方法及び上限

イ 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり65,000ポイントを上限とします。

ロ 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記イで付与されたポイントの数に応じて、下記ハの手續に従い、当社株式の交付を受けます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

ハ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記ロの当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

信託契約の概要

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2019年5月28日
信託の期間	2019年5月28日～2025年5月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (第三者割当による自己株式の処分)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,408	-	2,408	-

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、2022年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対して業績に対応した利益還元を行うことを基本方針としており、配当に関しましては、将来の経営環境の変化に対応していくため、積極的な事業展開や企業体質の強化に必要な内部留保の充実などを勘案して総合的に決定する方針であります。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり中間配当4.50円といたしましたが、期末配当につきましては有価証券報告書提出日現在、計算書類確定が配当金支払いの手續期限に間に合わないため、新たに基準日を2022年4月15日と定めさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開のために活用してまいります。

当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年8月10日取締役会決議	44,145	4.50

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、社会的責任及び株主を重視した経営が企業としての使命と認識し、これにより企業価値の向上を図っていく所存であります。

従来より社内諸規程及び業務フローの整備を通じて内部管理体制を強化してまいりましたが、経営執行の公正性・透明性を図るなど内部牽制機能の一層の強化が必要であると考えております。このような観点から、迅速かつ的確な意思決定を行い、透明性の高い経営体制の構築に取り組んでおり、コンプライアンスについても、経営陣のみならず全従業員がその重要性を認識し、実践していくことが肝要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。取締役は8名（うち社外取締役3名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

当社では、社会的責任及び株主を重視した経営が企業としての使命と認識し、これにより企業価値の向上を図っていく所存であります。従来より社内諸規程及び業務フローの整備を通じて内部管理体制を強化してまいりましたが、経営執行の公正性・透明性を図るなど内部牽制機能の一層の強化が必要であると考えております。このような観点から、迅速かつ的確な意思決定を行い、透明性の高い経営体制の構築に取り組んでおり、コンプライアンスについても、経営陣のみならず全従業員がその重要性を認識し、実践していくことが肝要であると考えております。

ア 取締役会

取締役会は、取締役8名（うち常勤取締役5名、社外取締役3名）と監査役3名（うち常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成され、毎月1回、定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、活発な議論を通じてコーポレート・ガバナンスに留意した経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

イ 経営会議

経営会議は、取締役8名（うち常勤取締役5名、社外取締役3名）と監査役3名（うち常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成され、毎月1回以上、取締役会付議事項の原案策定や人事・組織等に関する稟議案件の審査、リスク対応策の検討等会社運営における重要事項の検討を行っております。

ロ 監査役会

監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名体制で、毎月1回以上の監査役会を開催しております。各監査役は職務分担のもと、監査計画に従い、毎月開催される定時取締役会及び必要な都度開催される臨時取締役会に出席するほか、随時、経営会議への出席、資料の閲覧、取締役社長との定例会合、取締役との意見交換、関係者へのヒアリング、実地調査等を行うことにより、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。また、監査法人や内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、監査役間の情報の共有に努めております。

ハ 指名報酬委員会

当社及び当社グループの役員等の指名、報酬、教育を含む育成等に掛かる手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会及び監査役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、3名の独立社外役員及び取締役会の決議によって選定された取締役2名で構成され、委員長は指名報酬委員会の決議によって独立社外役員から選任します。

ニ 内部監査

内部統制システムとしては、内部管理体制の強化を目的として、組織の見直しに加え社内諸規程の整備や社長直轄の内部監査室（内部監査室長1名体制）の設置などを行い、組織的な業務運営を行える体制を構築しております。特に、内部監査については、監査役や監査法人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行い、計画的に業務監査あるいは臨時的監査を実施することで、内部管理体制構築のための一助となっております。

ヒ 会計監査人

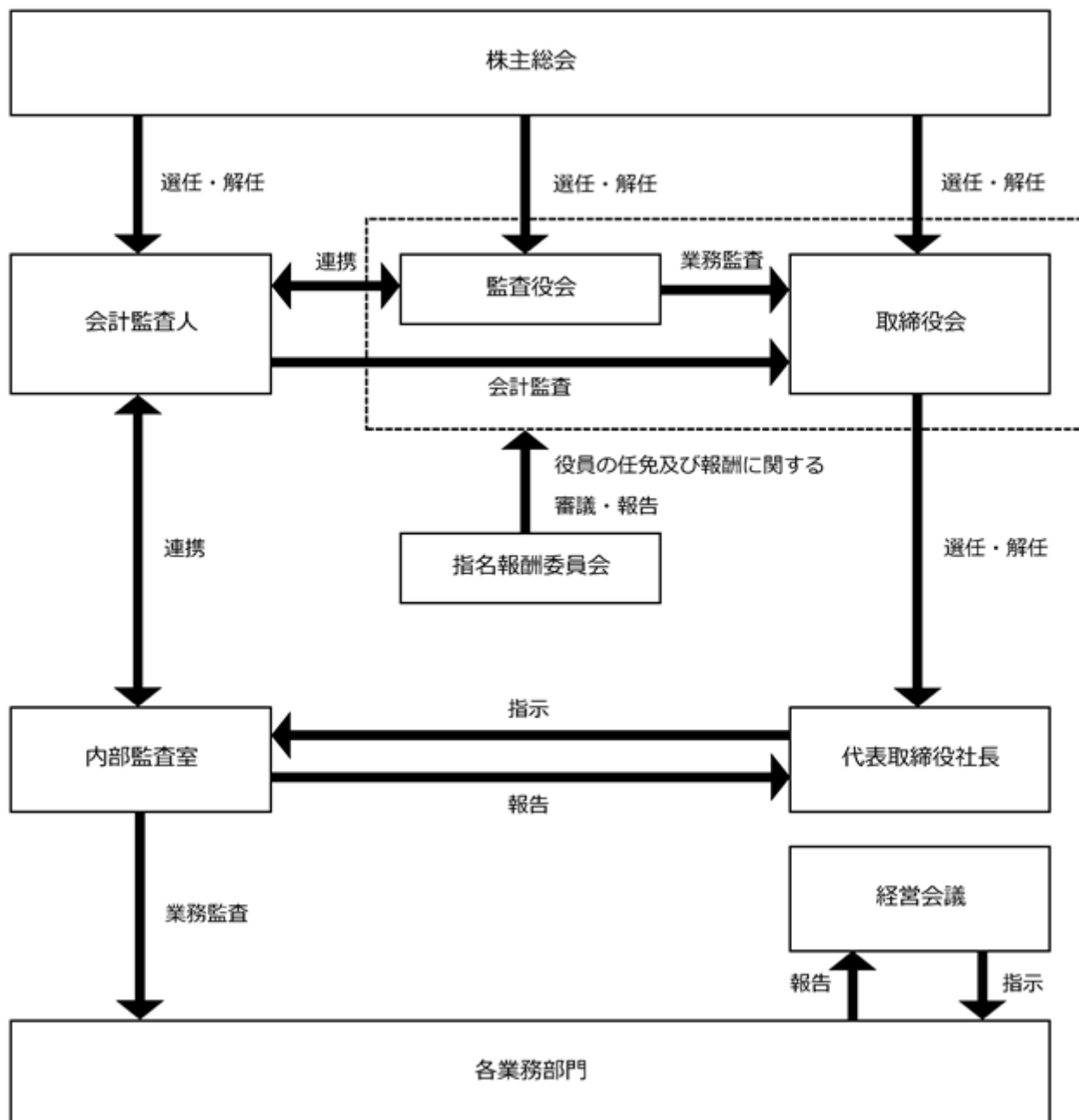
会計監査は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題については随時指導を受け、適正な会計処理に努めております。

機関ごとの構成員は次のとおりです。

役職名 氏名	取締役会	経営会議	監査役会	指名報酬委員会
代表取締役会長 玉田 宏一	○	○		○
代表取締役社長 望月 真貴子	議長	議長		○
取締役 江守 裕樹	○	○		
取締役 松村 雅浩	○	○		
取締役 田邊 浩明	○	○		
社外取締役 宮澤 敏	○	○		○(注)
社外取締役 栗原 桂一	○	○		○(注)
社外取締役 那須 慎二	○	○		○(注)
常勤監査役 佐藤 亨	○	○	議長	
社外監査役 若林 和子	○	○	○	
社外監査役 谷 真人	○	○	○	

(注) 指名報酬委員会の委員長は、指名報酬委員会の決議によって独立社外役員のうち1名を選任します。

g . 当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



□ 当該体制を採用する具体的な理由

当社は、取締役会における意思決定及び業務執行を行いながら、監査役会、内部監査室、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

イ 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役を含む役員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「行動規範に関する補則」を当社グループ全職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとする。また、「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループ全役員に徹底を図る。毎月1回以上開催する「経営会議」においては、当社及び子会社の会社運営における重要事項を検討する。監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の業務活動の妥当性やコンプライアンスの状況などについて監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら、業務の改善に向けた助言・勧告を行う。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に對する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」、「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議決裁書等を作成し、適切に保存かつ管理を行う。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処する為に、「職務分掌権限規程」や「業務分掌規程」、その他の社内規程に従い、取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行う。また、当社及び子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月1回、定時取締役会を開催する他、必要に応じて取締役会を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、審議の上業務執行に関する基本的事項に係わる意思決定を機動的に行う。

ホ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役は、監査業務に必要な事項を経営企画室等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員は、その依頼に関して取締役会の指揮命令を受けない。
- b. 監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員に関する人事については、常勤監査役と協議を行い、独立性についても十分留意するものとする。

ヘ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、グループ会社管理の基本的な事項に関する諸規程を定め、グループ会社の内部統制及び業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制及び報告体制を確保する。
- b. 監査役は、子会社監査役と連携し、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、内部統制の整備及び運用状況を監視する。
- c. 内部監査室は、当社及び子会社の監査役と連携し、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べるができる。
- b. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役または使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告する。
- c. 当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び職員に周知徹底する。

チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会及び使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- b. 監査役は、取締役社長との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室との連携を図る。
- c. 監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用する為の費用の支出を求めた場合、当社は職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。

リ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

ヌ リスク管理体制の整備の状況

当社が抱えるリスク状況につきましては、経営会議にて常に検討事項とし、現状の把握をもとに、対応策の検討、管理の強化を図っております。

ル 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持っておりません。その不当な要求に対しては、法令及び社内規程に則り、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で対応しております。

ロ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、グループ会社管理の基本的な事項に関する諸規程を定め、グループ会社の内部統制及び業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制及び報告体制を確保しております。

監査役は、子会社監査役と連携し、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、内部統制の整備及び運用状況を監視しております。また、内部監査室は、当社及び子会社の監査役と連携し、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査しております。

リ 責任限定契約の内容の概況

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ロ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされることによって会社役員が被る経済的損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った対象者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役であります。なお、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約は毎年9月1日に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及びその理由

イ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役であった者及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ロ 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ハ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2022年5月17日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、次のとおりです。

男性 9名 女性 2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	玉田 宏一	1964年2月26日生	1986年4月 新日本工販株式会社(現株式会社フォーバル)入社 1992年1月 当社入社 1992年4月 取締役 1996年4月 常務取締役 2008年3月 取締役副社長 2009年4月 代表取締役社長 2012年4月 株式会社リステック代表取締役 2013年3月 株式会社らくさあ 代表取締役 2016年1月 株式会社みらくる 取締役 2017年7月 マルチネット株式会社 取締役(現任) 2018年1月 株式会社セキュリティア 代表取締役 2018年3月 株式会社リステック 取締役(現任) 2018年5月 株式会社リステック 取締役会長 2018年8月 株式会社TMD 取締役(現任) 2021年3月 代表取締役会長(現任) 2022年3月 株式会社みらくる 代表取締役(現任)	(注)1	1,309,000
代表取締役社長	望月 真貴子	1971年9月24日生	1995年11月 当社入社 2007年1月 営業企画部長 2008年5月 販売推進統括部長 2011年1月 購買部長 2013年4月 執行役員 2014年3月 取締役 2015年7月 営業統括部長 2017年7月 販売推進統括部長 2018年3月 常務取締役 2020年3月 代表取締役副社長 2021年3月 代表取締役社長(現任) 2022年3月 株式会社みらくる 取締役(現任)	(注)1	125,600
取締役 管理統括部長	江守 裕樹	1972年8月26日生	1995年3月 当社入社 2008年5月 経営企画室長 2010年7月 総務・経営企画統括部長 2011年4月 執行役員 2012年1月 管理統括部長 2012年3月 取締役(現任) 2013年3月 株式会社らくさあ 監査役 2013年4月 経営企画室長 2014年7月 経理部長 2015年3月 株式会社リステック 監査役 2015年5月 事業企画室長 2016年1月 株式会社みらくる 代表取締役 2021年3月 株式会社みらくる 取締役 2021年4月 管理統括部 副統括部長 経営企画室長 2022年1月 管理統括部長(現任) 3月 株式会社みらくる 監査役(現任) 株式会社リステック 監査役(現任) マルチネット株式会社 監査役(現任)	(注)1	26,700
取締役	松村 雅浩	1974年1月1日生	1995年5月 当社入社 2008年5月 執行役員 特販営業統括部長 2009年4月 広域営業統括部長 2012年1月 アスクル営業統括部長 2012年3月 取締役(現任) 2012年7月 営業統括部長 2013年3月 株式会社らくさあ 取締役 2015年7月 販売推進統括部長 2017年7月 営業統括部長 2018年7月 D S 営業営業部長	(注)1	29,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 販売推進統括部長	田邊 浩明	1976年4月2日	2002年8月 当社入社 2012年1月 業務部長 2014年7月 執行役員 2014年10月 管理統括部 副統括部長 経営企画室長 業務部長 2016年1月 管理統括部長 2016年1月 株式会社みらくる 監査役 2016年3月 株式会社リステック 監査役 (現任) 2017年3月 取締役(現任) 2017年7月 マルチネット株式会社 監査役 2018年1月 株式会社セキュリティア 監査役 2019年7月 情報システム室長 2022年1月 販売推進統括部長(現任)	(注)1	8,600
取締役	宮澤 敏	1964年2月7日生	1985年3月 新日本工販株式会社(現株式会社 フォーバル)入社 1993年2月 株式会社庚伸 代表取締役(現 任) 1995年3月 当社取締役会長 1997年12月 株式会社バルディア 社外取締役 (現任) 2002年6月 株式会社ドムコス 代表取締役 2006年12月 コウシン・ベトナム有限会社CEO (現任) 2015年3月 日本オプロ株式会社(現株式会社 オプロ) 社外取締役(現任) 2016年3月 当社取締役(現任)	(注)1	30,000
取締役	栗原 桂一	1962年7月14日生	1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2000年7月 A T & T ジャパン株式会社 入社 同社マーケティングプロモーション、 アライアンス&ストラテジー 担当部長 同社ビジネス推進部 部長 2010年9月 株式会社IJグローバルソリュー ションズ 入社 同社ソリューション営業推進部 部長 同社経営企画部 担当部長 2020年1月 行政書士 栗原桂一事務所 代表 (現任) 2021年3月 当社取締役(現任)	(注)1	-
取締役	那須 慎二	1976年9月28日生	1996年4月 株式会社三菱電機ビジネスシステ ム 入社 1997年8月 エプソン販売株式会社 入社 2009年2月 株式会社船井総合研究所 入社 2018年1月 同社ITオフィスグループ グループ マネージャ 2018年7月 株式会社C I S O 設立 代表取 締役(現任) 2021年3月 当社取締役(現任)	(注)1	-
常勤監査役	佐藤 亨	1955年4月25日生	1978年4月 ホウトク販売株式会社(現株式会 社ホウトク)入社 1983年6月 日本オフィス・システム株式会社 入社 1999年12月 ダイワボウ情報システム株式会社 入社 2000年4月 同社アップル営業1課長 2004年4月 同社営業企画部広域統括課長 2005年12月 同社東京総務部総務課長 2010年7月 同社事業管理部東日本管理部長 2015年4月 同社事業管理部東日本管理課 2016年3月 当社監査役 2017年3月 当社常勤監査役(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	若林 和子	1953年12月11日生	1976年11月 中央監査法人 入社 1987年 2月 株式会社マネジメントクリニック (現みなとアドバイザーズ株式会 社)設立 代表取締役(現任) 1988年 1月 若林・中川公認会計士事務所(現 みなと公認会計士事務所)設立 代表(現任) 2000年 9月 当社監査役(現任)	(注) 3	20,500
監査役	谷 真人	1959年8月8日生	1990年 4月 弁護士登録(東京弁護士会) 1996年 2月 日比谷見附法律事務所開設 同法律事務所パートナー弁護士 (現任) 2006年 7月 日本弁護士連合会事務次長(任期 2年) 2010年 4月 最高裁判法研修所教官(任期3 年) 2013年 4月 東京パブリック法律事務所所長 (任期2年) 2016年 4月 東京弁護士会副会長(任期1年) 2017年 6月 株式会社ナンシン社外取締役(監 査等委員)(現任) 2018年 4月 日本弁護士政治連盟幹事長(現 任) 2021年 3月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
計					1,550,000

- (注) 1 任期は、2022年5月17日から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
- 2 任期は、2020年3月25日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
- 3 任期は、2022年5月17日から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
- 4 任期は、2021年3月23日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
- 5 取締役宮澤敏、取締役栗原桂一及び取締役那須慎二は、社外取締役であります。
- 6 常勤監査役佐藤亨、監査役若林和子及び監査役谷真人は、社外監査役であります。
- 7 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

b. 有価証券報告書提出日現在では決議事項は未定であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

当社の社外取締役宮澤敏は、情報・通信業での経営者としての優れた見識と深い経験に基づき、社内の取締役に対する監督機能に加え、経営全般に対する助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献する役割を担っております。

社外取締役衆原桂一は、コンピュータ業界における豊富な経験と幅広い見識等を有しており、企業において全社的視点から経営陣を補佐、事業活動の円滑な遂行を行なった実績を活かして、健全かつ効率的な経営の推進について指導する役割を期待しております。

社外取締役那須慎二は、セキュリティコンサルタント業における経営者として優れた見識と経験を有しており、経営者としてのバランス感覚を活かして、健全かつ効率的な経営の推進について指導する役割を期待しております。

当社と社外取締役3名との間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役佐藤亨、社外監査役若林和子及び社外監査役谷真人による様々な着眼点から実施される監査は、適法性の監査に留まらず、経営の監視機能として大きな役割を果たしております。また、各監査役は取締役会に出席し、客観的な立場から、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。

当社と社外監査役3名との間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しています。

2022年5月17日(有価証券報告書提出日)現在の社外取締役と提出会社との関係

宮澤 敏	2021年12月末日現在で、当社株式30,000株の所有を除き、人的関係、資本的関係、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。なお、宮澤敏氏は、株式会社庚伸の代表取締役を兼任しております。当社は同社との間に製品の販売等の取引関係があります。経営者としての優れた見識と深い経験を経営全般に反映していただくことを期待し選任しております。
栞原 桂一	人的関係、資本的関係、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。コンピュータ業界における豊富な経験と幅広い見識等を有しており、健全かつ効率的な経営の推進について指導していただくことを期待し選任しております。
那須 慎二	人的関係、資本的関係、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。なお、那須慎二氏は、株式会社CISOの代表取締役を兼任しております。経営者としての優れた見識と経験を有しており、経営者としてのバランス感覚を活かして、健全かつ効率的な経営の推進について指導していただくことを期待し選任しております。

2022年5月17日(有価証券報告書提出日)現在の社外監査役と提出会社との関係

佐藤 亨	当社の主要仕入先であるダイワボウ情報システム株式会社に業務執行者として勤務(2017年3月まで在籍)していましたが、人的関係、資本的関係、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。コンピュータ販売業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し選任しております。
若林 和子	2021年12月末日現在で、当社株式20,500株の所有を除き、人的関係、資本的関係、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。なお、若林和子氏は、みなとアドバイザーズ株式会社の代表取締役を兼任しております。公認会計士・税理士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待し選任しております。
谷 真人	人的関係、資本的関係、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、当社のガバナンス構築に反映していただくことを期待し選任しております。

(注) 2022年6月21日にて定時株主総会を予定しておりますが、有価証券報告書提出日現在では決議事項は未定であります。

<ご参考> 社外役員の独立性判断基準

社外取締役は会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、原則として当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足する者を選任することとし、指名報酬委員会の検討を経て決定しております。

[社外役員の独立性判断基準]

当社は、社外役員及び社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断する。

イ 当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(1)

ロ 過去10年以内に当社グループの業務執行者ではない取締役であった者

ハ 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者

ニ 当社グループの主要な取引先(2)またはその業務執行者

ホ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主とその業務執行者

ヘ 当社グループから役員報酬以外に多額(3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等

ト 当社グループから多額(3)の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者

チ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

リ 上記ハ～チに過去3年間に於いて該当していた者

又 上記イ～チに該当する者が重要な者(4)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族上記のイ～又に該当する者であっても指名報酬委員会がその独立性を判断した結果、独立役員として相応しいと判断すれば、東京証券取引所が定める独立役員の要件に抵触しない限り、その者を取締役に独立役員として推薦することができる。

(注)

- 1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者をいう。
- 2 当社グループの主要な取引先とは、年間取引金額が当社グループの直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引がある者、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
- 3 多額とは、1事業年度あたり1,000万円を超える金額をいう。
- 4 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会や経営会議などを通じて内部統制の状況を把握し、中立・専門的な観点から発言できる体制としております。

社外監査役は、監査役会を通じて監査役監査、会計監査、内部監査の状況を把握し、取締役の職務執行を適正に監査できる体制としております。また、内部監査室、会計監査人と定期的及び必要に応じてミーティングを実施することで、情報共有と連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名体制です。各監査役は職務分担のもと、監査計画に従い、毎月開催される定時取締役会及び必要な都度開催される臨時取締役会に出席するほか、随時、経営会議への出席、資料の閲覧、取締役社長との定例会合、取締役との意見交換、関係者へのヒアリング、実地調査等を行うことにより、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。また、監査法人や内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、監査役間の情報の共有に努めております。

監査役若林和子は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次の通りであります。

氏名	監査役会	
	出席回数/開催回数	出席率
常勤監査役 佐藤 亨	14回/14回	100%
社外監査役 若林 和子	14回/14回	100%
監査役 谷 真人	10回/10回	100%

(注) 監査役谷真人氏は、2021年3月23日就任以降の当事業年度に開催された監査役会への出席回数/開催回数及び出席率であります。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの構築・運用、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、取締役選任及び報酬等に関する意見形成となります。

また、各監査役は、取締役並びに内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会等重要な会議への出席、重要な決算書類の閲覧、常勤監査役を中心として本社・営業所での業務・財務の状況調査を行い、内部統制システムの構築・運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、会計監査人からはその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどの活動を行っております。

内部監査の状況

内部管理体制の強化を目的として、組織の見直しに加え社内諸規程の整備や社長直轄の内部監査室（内部監査室長1名体制）の設置などを行い、組織的な業務運営を行える体制を構築しております。特に、内部監査については、監査役や監査法人との連携のもと定期的に内部統制の状況等について意見交換を行い、計画的に業務監査あるいは臨時的監査を実施することで、内部管理体制構築のための一助となっております。

内部監査室と会計監査人の連携状況

監査法人より四半期毎にレビュー結果の説明を受けております。また必要に応じて適宜情報交換を行い、密な連携をはかっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

18年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 小野木 幹久

指定有限責任社員 業務執行社員 石井 広幸

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士21名、その他（公認会計士試験合格者等）26名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人の選定にあたり、EY新日本有限責任監査法人の品質管理体制や監査チームの独自性及び専門性、監査報酬等を総合的に勘案し、監査役会にて検討した結果、適任と判断しております。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の品質管理、独自性、専門性、監査報酬の妥当性等を総合的に審議し、評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	25,000	2,000	120,073	-
連結子会社	-	-	-	-
計	25,000	2,000	120,073	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項ありません。

(当連結会計年度)

該当事項ありません。

d . 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査結果報告書」の作成業務についての対価を支払っております。

(当連結会計年度)

該当事項ありません。

e . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、監査公認会計士等により提示される監査計画及び監査内容を基に、当社の規模、特性及び監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで監査報酬額を決定しております。

f . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断した為、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 当社は、取締役の個人別の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会決議で定めております。当該決議についてはあらかじめ任意の指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から定額報酬としております。また、監査役の報酬については株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で監査役会の協議により決定します。

ロ 取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

・基本報酬に関する方針

当社の経営理念である「ユーザーニーズ実現企業」を牽引する優秀な人材を登用することを目的に、それぞれの職責および役割、企業業績、世間動向に応じた適切な報酬水準、報酬体系を考慮し、支給額を決定するものとしています。

・業績連動報酬に関する方針

取締役の役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結売上高、連結営業利益等の指標をそれぞれウエイト付けした上で計数化し、固定の金銭報酬である固定報酬に乗じた額を基準として支給するものとします。当該指標を選択した理由は、経営計画における業績目標であるため、指標に採用しております。

・非金銭報酬等に関する方針

経営責任と役割に応じた固定報酬に加え、非金銭報酬として株式交付信託制度を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役員に対して交付される制度です。なお、役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として役員の退任時です。

・報酬の割合に関する方針

金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬の割合は、総報酬額の80：20になるものとしております。

・報酬等の交付時期等に関する方針

固定報酬は、月例の固定金銭報酬と業績連動報酬（社外取締役を除く）は、定期同額給与として支給し、非金銭報酬等である株式交付信託は、毎月末の割当日に取締役（社外取締役を除く）に付与するものとします。

・報酬等の決定の委任に関する方針

各取締役に支給する月例の固定金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長に具体的内容の決定を委任するものとしておりましたが、暦年2022年の基本報酬および業績連動報酬より、任意の報酬委員会での審議を受けた取締役の個人別の報酬等を取締役会に答申し、当該金額をもって取締役会にて決定する方針に改めております。当事業年度におきましては、各取締役に對する評価を基に、代表取締役社長と社外取締役による検討を経て報酬案を作成し、任意の指名報酬委員会への諮問し、答申を受けて、2021年3月23日開催の取締役会において株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で報酬を決議しております。

・上記の他報酬等の決定に関する事項

非金銭報酬等として支給する株式交付信託については、取締役に非違行為があった場合など、本割当契約等で定める一定に事由に該当した場合には、会社は本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得するものとします。

ハ 個人別の報酬等の内容の決定の方法

代表取締役社長が、代表取締役社長に一任するとの取締役会決議のもと、当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定しておりましたが、暦年2022年の固定報酬および業績連動報酬より、任意の報酬委員会での審議を受けた取締役の個人別の報酬等を取締役会に答申し、当該金額をもって取締役会にて決定する方針に改めております。監査役報酬については、1996年5月31日開催の第6回定時株主総会において決議された年額50百万円の範囲内において、その配分については、監査役の協議により決定しております。

二 役員報酬等に関する株主総会決議について

当社取締役の報酬限度額は、1996年5月31日開催の第6回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）とご承認いただいております。また別枠で、2019年3月27日開催の第29回定時株主総会において、株式報酬制度の導入についてご承認いただいております（株式報酬制度の概要につきましては、「1 株式等の状況（8）役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおりであります）。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式交付信託	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	69,428	60,450	-	8,978	8,978	5
監査役 (社外監査役を除く。)	600	600	-	-	-	1
社外役員	21,090	21,090	-	-	-	7

- (注) 1. 上記には、2021年3月23日開催の第31回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給とは含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1996年5月31日開催の第6回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2019年3月27日開催の第29回定時株主総会において、株式報酬制度を導入することについて決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1996年5月31日開催の第6回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
5. なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結売上高及び連結営業利益でしたが、実績は連結売上高20,536百万円（計画比14.4%減）、連結営業利益48百万円（計画比88.4%減）となり、各指標とも業績連動報酬支給の最低基準を下回ったことから、当該事業年度に係る取締役の業績連動報酬の支給はありません。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象役員数(名)	内容
24,738	3	使用人兼務役員の使用人部分の給与

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、本業での仕入取引があったことから以前より仕入先1社の株式を保有しておりますが、当社は原則政策保有株式を保有しない方針であります。今後については、他社の株式を保有する予定はありません。なお、現在保有している株式については、取締役会において、投資先との取引状況、投資リターンと資本コストとの比較、投資リスクなどを総合的に判断した結果、保有意義が認められた場合に保有することを方針としております。

b. 銘柄数及貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	4,950
非上場株式以外の株式	1	11,547

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	293	取引先の持株会を通じた株式取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
キャノンマーケティングジャパン(株)	5,040	4,926	当社は取引関係の維持・強化を主として保有しており、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、記載しておりません。特定投資株式の保有の合理性の検証につきましては、取締役会において、投資先との取引状況、投資リターンと資本コストとの比較、投資リスクなどを総合的に判断した結果、保有意義が認められた場合に保有することとしております。また、株式数が増加した理由につきましては、持株会を通じた株式取得による株式数の増加であります。	有
	11,547	11,595		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備しております。

また、監査法人等が主催する研修会へ参加し、情報収集に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,080,746	3,041,491
受取手形及び売掛金	1 2,611,071	1 2,662,249
電子記録債権	1 81,170	1 114,454
有価証券	10,000	-
商品	437,699	429,649
仕掛品	36,682	46,587
その他	65,916	134,440
貸倒引当金	6,454	6,158
流動資産合計	6,316,832	6,422,714
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	27,012	68,016
工具、器具及び備品(純額)	25,999	32,473
リース資産(純額)	-	26,318
有形固定資産合計	2 53,012	2 126,808
無形固定資産		
のれん	65,847	21,949
顧客関係資産	24,000	-
その他	59,732	46,775
無形固定資産合計	149,580	68,724
投資その他の資産		
投資有価証券	78,765	86,497
繰延税金資産	66,300	18,968
その他	214,529	187,675
貸倒引当金	79,022	78,322
投資その他の資産合計	280,572	214,819
固定資産合計	483,165	410,352
資産合計	6,799,998	6,833,067
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,421,749	2,479,021
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	214,500	160,800
リース債務	-	5,664
未払法人税等	12,365	20,744
賞与引当金	75,311	70,844
その他	199,655	222,699
流動負債合計	3,023,582	2,959,773
固定負債		
長期借入金	558,800	398,000
退職給付に係る負債	23,773	25,138
役員株式給付引当金	14,720	23,698
リース債務	-	23,311
繰延税金負債	-	1,925
資産除去債務	27,314	37,530
その他	-	663
固定負債合計	624,608	510,268
負債合計	3,648,191	3,470,041

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	386,305	567,326
資本剰余金	384,233	565,253
利益剰余金	2,360,629	2,221,939
自己株式	59,803	59,803
株主資本合計	3,071,364	3,294,715
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,958	2,721
その他の包括利益累計額合計	2,958	2,721
新株予約権	77,484	65,588
純資産合計	3,151,806	3,363,025
負債純資産合計	6,799,998	6,833,067

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	21,351,579	20,536,537
売上原価	¹ 18,409,443	¹ 17,684,272
売上総利益	2,942,136	2,852,265
販売費及び一般管理費	² 2,669,949	² 2,803,657
営業利益	272,186	48,607
営業外収益		
受取利息	798	695
受取配当金	1,992	2,096
広告料収入	1,900	3,346
助成金収入	5,546	2,544
その他	3,048	2,067
営業外収益合計	13,285	10,751
営業外費用		
支払利息	3,378	3,591
株式交付費	8,297	10,432
固定資産除却損	468	6,067
その他	799	3,210
営業外費用合計	12,944	23,302
経常利益	272,528	36,056
特別利益		
新株予約権戻入益	361	1,721
特別利益合計	361	1,721
税金等調整前当期純利益	272,890	37,778
法人税、住民税及び事業税	89,204	41,898
法人税等調整額	1,335	49,361
法人税等合計	90,540	91,259
当期純利益又は当期純損失()	182,350	53,481
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	182,350	53,481

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	182,350	53,481
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	599	237
その他の包括利益合計	1,599	1,237
包括利益	181,750	53,718
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	181,750	53,718
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	331,534	329,461	2,259,003	59,803	2,860,195
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	54,771	54,771			109,543
剰余金の配当			80,724		80,724
親会社株主に帰属する当期純利益			182,350		182,350
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	54,771	54,771	101,625	-	211,168
当期末残高	386,305	384,233	2,360,629	59,803	3,071,364

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,557	3,557	76,554	2,940,307
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			7,979	101,564
剰余金の配当				80,724
親会社株主に帰属する当期純利益				182,350
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	599	599	8,909	8,310
当期変動額合計	599	599	930	211,499
当期末残高	2,958	2,958	77,484	3,151,806

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	386,305	384,233	2,360,629	59,803	3,071,364
当期変動額					
新株の発行	175,040	175,040			350,080
新株の発行（新株予約権の行使）	5,980	5,980			11,961
剰余金の配当			85,208		85,208
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			53,481		53,481
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	181,020	181,020	138,689	-	223,351
当期末残高	567,326	565,253	2,221,939	59,803	3,294,715

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,958	2,958	77,484	3,151,806
当期変動額				
新株の発行				350,080
新株の発行（新株予約権の行使）			10,173	1,787
剰余金の配当				85,208
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				53,481
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	237	237	1,721	1,958
当期変動額合計	237	237	11,895	211,218
当期末残高	2,721	2,721	65,588	3,363,025

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	272,890	37,778
減価償却費	74,155	75,091
のれん償却額	43,898	43,898
貸倒引当金の増減額(は減少)	363	921
賞与引当金の増減額(は減少)	7,789	4,467
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,823	1,364
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	8,730	8,978
受取利息及び受取配当金	2,791	2,792
支払利息	3,378	3,591
株式報酬費用	9,271	-
株式交付費	8,297	10,432
固定資産除却損	468	6,067
新株予約権戻入益	361	1,721
売上債権の増減額(は増加)	673,171	85,679
たな卸資産の増減額(は増加)	89,756	1,394
仕入債務の増減額(は減少)	475,338	57,271
未払消費税等の増減額(は減少)	19,962	202
その他	19,127	33,443
小計	481,321	182,582
利息及び配当金の受取額	2,792	2,865
利息の支払額	3,557	3,516
法人税等の支払額	220,672	105,323
営業活動によるキャッシュ・フロー	259,883	76,607
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,221	90,333
無形固定資産の取得による支出	7,466	17,750
投資有価証券の売却による収入	-	2,220
投資有価証券の取得による支出	205	10,293
投資有価証券の償還による収入	10,000	10,000
敷金及び保証金の差入による支出	20,951	715
敷金及び保証金の回収による収入	222	26,750
事業譲受による支出	-	2,600
その他	-	600
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,622	83,322
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	50,000	100,000
長期借入れによる収入	800,000	-
長期借入金の返済による支出	264,728	214,500
株式の発行による収入	88,577	339,647
ストックオプションの行使による収入	4,689	1,787
配当金の支払額	81,089	84,610
リース債務の返済による支出	-	465
セール・アンド・リースバックによる収入	-	26,764
財務活動によるキャッシュ・フロー	597,448	31,377
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	825,710	38,092
現金及び現金同等物の期首残高	2,239,652	3,065,362
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,065,362	1 3,027,270

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社リステック、株式会社みらくる、マルチネット株式会社

2021年6月1日付で当社が株式会社セキュリティアを吸収合併したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間で残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法に基づいております。

また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金の利息

ヘッジ方針

当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

合理的な年数(5年)で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

商品の評価

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

商品 343,610千円(当社における計上額)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、ITサービス事業に係る商品について、個別品目ごとの正味売却価額または再調達価額を求め収益性低下に伴う評価損を計算しております。また、一定期間滞留している商品については、過去の販売実績等に基づく将来の販売見込みによって、定期的に収益性の低下を反映しております。正味売却価額または再調達価額は、商品の個別品目ごとの直近の市場販売価額等に基づいております。

主要な仮定

将来の販売見込みは過去の販売実績等に基づいて見積もっております。よって、主要な仮定は将来の販売見込みであります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の販売見込みは、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、たな卸資産評価損計上の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、一部の取引において、従来は顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額にする方法に変更いたします。この結果、2022年12月期以降において売上高等の減少が見込まれます。

なお、翌連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2022年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用指針）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」の検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「敷金及び保証金の回収による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた222千円は、「敷金及び保証金の回収による収入」222千円、「その他」0千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(役員に対する株式報酬制度について)

当社は、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」を導入しております。

イ.取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される株式報酬制度です。

また、本制度は2019年3月28日から2025年3月の定時株主総会終結の日までの6年間の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

ロ.会計処理

株式交付信託については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

ハ.信託が保有する自己株式

株式交付信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、前連結会計年度末における帳簿価額は59,670千円、株式数は130,000株、当連結会計年度末における帳簿価額は59,670千円、株式数は130,000株であります。

(オフィスデザインの役務提供取引における不適切な会計処理)

当社グループは、当連結会計年度の決算業務を進めるなかで、当社のオフィスデザインの役務提供取引において、不適切な売上処理が行われていた疑いがあることが判明したため、2022年2月18日から利害関係を有しない外部の有識者から構成される特別調査委員会を設置し、調査を開始いたしました。

当社は、2022年4月22日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、売上の前倒し計上、仕入計上の先送り、原価付替え及び架空売上の計上等の不適切な会計処理の修正が必要と判断したため、過年度の有価証券報告書等を訂正いたしました。

(連結貸借対照表関係)

1 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
受取手形	1,767千円	3,956千円
電子記録債権	1,698	4,304

2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	85,381千円	100,650千円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸量は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	140千円	86千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給与手当	862,752千円	928,276千円
賞与引当金繰入額	56,664	52,564
役員株式給付引当金繰入額	8,730	8,978
販売手数料	568,003	595,994
貸倒引当金繰入額	363	921

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	863千円	341千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	863	341
税効果額	264	104
その他有価証券評価差額金	599	237
その他の包括利益合計	599	237

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	8,833,000	294,500	-	9,127,500
合計	8,833,000	294,500	-	9,127,500
自己株式				
普通株式(注)2	132,408	-	-	132,408
合計	132,408	-	-	132,408

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加294,500株は、公募による新株の発行200,000株、第三者割当による新株の発行46,500株、ストック・オプションの権利行使による新株の発行48,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数には、役員株式交付信託口が保有する当社株式130,000株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	77,484
	合計	-	-	-	-	-	77,484

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	39,737	4.50	2019年12月31日	2020年3月26日
2020年8月11日 取締役会	普通株式	40,987	4.50	2020年6月30日	2020年9月1日

(注)1. 2020年3月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金585千円が含まれております。

2. 2020年8月11日取締役会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金585千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月23日 定時株主総会	普通株式	41,062	利益剰余金	4.50	2020年12月31日	2021年3月24日

(注)2021年3月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金585千円が含まれております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	9,127,500	687,400	-	9,814,900
合計	9,127,500	687,400	-	9,814,900
自己株式				
普通株式(注)2	132,408	-	-	132,408
合計	132,408	-	-	132,408

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加687,400株は、第三者割当による新株の発行640,000株、ストック・オプションの権利行使による新株の発行47,400株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数には、役員株式交付信託口が保有する当社株式130,000株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	65,588
	合計	-	-	-	-	-	65,588

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月23日 定時株主総会	普通株式	41,062	4.50	2020年12月31日	2021年3月24日
2021年8月10日 取締役会	普通株式	44,145	4.50	2021年6月30日	2021年9月1日

(注)1. 2021年3月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金585千円が含まれております。

2. 2021年8月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金585千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	3,080,746千円	3,041,491千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000	10,000
株式交付信託預金	5,383	4,220
現金及び現金同等物	3,065,362	3,027,270

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社における事務機器及び什器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入を基本方針としております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権については、当社グループにおける債権管理規程に従い、各担当部署において取引先ごとの状況をモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,080,746	3,080,746	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,611,071	2,611,071	-
(3) 電子記録債権	81,170	81,170	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	60,000	60,018	18
其他有価証券	11,595	11,595	-
資産計	5,844,584	5,844,602	18
(1) 買掛金	2,421,749	2,421,749	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	214,500	217,461	2,961
(4) 長期借入金	558,800	557,388	1,411
負債計	3,295,049	3,296,599	1,549

当連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,041,491	3,041,491	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,662,249	2,662,249	-
(3) 電子記録債権	114,454	114,454	-
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	60,000	60,042	42
其他有価証券	11,547	11,547	-
資産計	5,889,743	5,889,785	42
(1) 買掛金	2,479,021	2,479,021	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	160,800	162,947	2,147
(3) 長期借入金	398,000	396,441	1,558
負債計	3,037,821	3,038,410	589

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
非上場株式	7,170	4,950
非上場債券	10,000	10,000

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,080,178	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,611,071	-	-	-
電子記録債権	81,170	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	60,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	10,000	-	-	-
合計	5,782,420	-	60,000	-

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,040,693	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,662,249	-	-	-
電子記録債権	114,454	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	70,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	-	-	-	-
合計	5,817,398	-	70,000	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	214,500	-	-	-	-	-
長期借入金	-	160,800	160,800	160,800	76,400	-
合計	314,500	160,800	160,800	160,800	76,400	-

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	160,800	-	-	-	-	-
長期借入金	-	160,800	160,800	76,400	-	-
合計	160,800	160,800	160,800	76,400	-	-

(注)リース債務の連結決算日後の返済予定額
連結附属明細表「借入金等明細表」に記載しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	60,000	60,018	18
	(3) その他	-	-	-
	小計	60,000	60,018	18
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		60,000	60,018	18

当連結会計年度(2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	60,000	60,042	42
	(3) その他	-	-	-
	小計	60,000	60,042	42
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		60,000	60,042	42

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	11,595	7,331	4,263
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	11,595	7,331	4,263
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		11,595	7,331	4,263

当連結会計年度(2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	11,547	7,625	3,922
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	11,547	7,625	3,922
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		11,547	7,625	3,922

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
前連結会計年度(2020年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年12月31日)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	21,950千円	23,773千円
退職給付費用	2,734	1,744
退職給付の支払額	910	380
退職給付に係る負債の期末残高	23,773	25,138

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	23,773千円	25,138千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,773	25,138
退職給付に係る負債	23,773	25,138
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,773	25,138

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 2,734千円 当連結会計年度 1,744千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
一般管理費の株式報酬費	9,271	-

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
新株予約権戻入益	361	1,721

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年 第5回ストック・オプション	2015年 第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役6名	使用人56名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 - 株	普通株式 154,000株
付与日	2015年5月18日	2015年7月16日
権利確定条件	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	権利行使時に当社または当社子会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあること。
対象勤務期間	自 2015年5月19日 至 2018年5月18日	自 2015年7月17日 至 2017年6月16日
権利行使期間	自 2015年5月19日 至 2021年5月18日	自 2017年6月17日 至 2025年6月16日

	2016年 第7回ストック・オプション	2016年 第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役5名	執行役員3名及び使用人54名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 11,600株	普通株式 173,000株
付与日	2016年5月23日	2016年6月20日
権利確定条件	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	権利行使時に当社または当社子会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあること。
対象勤務期間	自 2016年5月24日 至 2019年5月23日	自 2016年6月21日 至 2018年5月17日
権利行使期間	自 2016年5月24日 至 2022年5月23日	自 2018年5月18日 至 2026年5月17日

	2017年 第9回ストック・オプション	2018年 第10回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役6名	取締役5名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 20,400株	普通株式 6,800株
付与日	2017年5月16日	2018年5月8日
権利確定条件	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	自 2017年5月17日 至 2020年5月16日	自 2018年5月9日 至 2021年5月8日
権利行使期間	自 2017年5月17日 至 2023年5月16日	自 2018年5月9日 至 2024年5月8日

	2018年 第11回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名及び従業員203名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 96,400株
付与日	2018年10月10日
権利確定条件	権利行使時に当社または当社子会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあること。
対象勤務期間	自 2018年10月11日 至 2020年9月12日
権利行使期間	自 2020年9月13日 至 2028年9月12日

(注)1 株式数に換算して記載しております。なお、2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年 第5回ストック・オプション	2015年 第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	18,800	156,400
権利確定	-	-
権利行使	18,800	2,400
失効	-	-
未行使残	-	154,000

(注) 2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年 第7回ストック・オプション	2016年 第8回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	21,200	178,000
権利確定	-	-
権利行使	9,600	5,000
失効	-	-
未行使残	11,600	173,000

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2017年 第9回ストック・オプション	2018年 第10回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	9,600
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	9,600
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	29,200	-
権利確定	-	9,600
権利行使	8,800	2,800
失効	-	-
未行使残	20,400	6,800

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2018年 第11回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	102,800
権利確定	-
権利行使	-
失効	6,400
未行使残	96,400

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2015年 第5回ストック・オプション	2015年 第6回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1	251
行使時平均株価 (円)	559	557
公正な評価単価(付与日)(円)	214	96

(注) 2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年 第7回ストック・オプション	2016年 第8回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1	229
行使時平均株価 (円)	559	533
公正な評価単価(付与日)(円)	183	80

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2017年 第9回ストック・オプション	2018年 第10回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	559	559
公正な評価単価(付与日)(円)	234	616

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2018年 第11回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	578
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日)(円)	269

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入限度超過額	26,173千円	25,868千円
未払事業税否認	3,116	1,699
未払事業所税否認	971	998
賞与引当金繰入限度超過額	23,929	22,429
未払費用否認	3,395	3,187
資産除去債務	8,737	11,867
役員株式給付引当金	4,507	7,256
退職給付費用否認	8,225	8,698
株式報酬費用	6,312	3,390
株式取得関連費用	10,717	10,717
繰越欠損金(注)2	60,216	57,611
その他	10,100	10,652
繰延税金資産小計	166,403	164,376
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	55,216	57,611
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	41,019	82,733
評価性引当額小計(注)1	96,236	140,344
繰延税金資産合計	70,166	24,032
繰延税金負債		
有形固定資産(資産除去債務)	2,561	4,854
その他	1,305	2,135
繰延税金負債合計	3,866	6,989
繰延税金資産の純額	66,300	17,043

(注)1. 評価性引当額が44,107千円増加しております。この増加の主な内容は、親会社において賞与引当金及び資産除去債務等に係る評価性引当額が増加したことに伴うものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	60,216	60,216
評価性引当額	-	-	-	-	-	55,216	55,216
繰延税金資産	-	-	-	-	-	4,999	4,999

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	57,611	57,611
評価性引当額	-	-	-	-	-	57,611	57,611
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	1.39	13.97
住民税均等割	1.28	25.36
評価性引当額の増減	2.21	129.37
適格株式報酬費用	1.04	-
のれんの償却額	4.93	35.58
法人税等還付税額	3.16	-
その他	0.71	6.67
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.18	241.57

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に「ITサービス事業」、「アスクルエージェント事業」により構成されているため、この2つの事業を報告セグメントとしております。

「ITサービス事業」は、主にコンピュータ、プリンター等の販売及びそれに付帯する設置保守のサービス等を行っており、「アスクルエージェント事業」は、主にアスクル代理店を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額	連結財務 諸表計上額 (注)1
	ITサー ビス事業	アスクル エー ジェ ント 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	12,385,106	8,863,753	21,248,859	102,719	21,351,579	-	21,351,579
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	12,385,106	8,863,753	21,248,859	102,719	21,351,579	-	21,351,579
セグメント利益	186,321	68,407	254,729	17,457	272,186	-	272,186
その他の項目							
減価償却費	41,860	31,820	73,681	473	74,155	-	74,155
のれんの償却額	43,898	-	43,898	-	43,898	-	43,898

(注)1 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業等を含んでおります。

3 当社グループは、報告セグメントに資産を配分していないため、「セグメント資産」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額	連結財務 諸表計上額 (注)1
	ITサー ビス事業	アスクル エージェント 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	11,212,595	9,232,238	20,444,833	91,703	20,536,537	-	20,536,537
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	11,212,595	9,232,238	20,444,833	91,703	20,536,537	-	20,536,537
セグメント利益又は損失 ()	59,068	108,715	49,646	1,038	48,607	-	48,607
その他の項目							
減価償却費	41,191	33,474	74,665	426	75,091	-	75,091
のれんの償却額	43,898	-	43,898	-	43,898	-	43,898

(注)1 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業等を含んでおります。

3 当社グループは、報告セグメントに資産を配分していないため、「セグメント資産」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	ITサービス 事業	アスクルエー ジェント事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	43,898	-	-	-	43,898
当期末残高	65,847	-	-	-	65,847

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	ITサービス 事業	アスクルエー ジェント事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	43,898	-	-	-	43,898
当期末残高	21,949	-	-	-	21,949

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	341円78銭	340円56銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	20円47銭	5円72銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19円87銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

(注) 1. 株主資本において自己株式に計上されている役員向け株式交付信託に残存する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数から控除した当該自己株式は、前連結会計年度130,000株、当連結会計年度130,000株であり、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上、期中平均株式数から控除した当該自己株式は、前連結会計年度130,000株、当連結会計年度130,000株であります。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	182,350	53,481
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	182,350	53,481
期中平均株式数(株)	8,908,002	9,349,888
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	270,679	-
(うち新株予約権(株))	(270,679)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年9月12日開催の取締役会の決議による株式会社ハイパー第11回新株予約権(普通株式102,800株)	2018年9月12日開催の取締役会の決議による株式会社ハイパー第11回新株予約権(普通株式96,400株)

(重要な後発事象)

(過年度決算訂正関連費用)

当連結会計年度の決算業務を進めるなかで、当社のオフィスデザインの役務提供取引において、不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。これに伴い特別調査委員会による調査費用(2022年4月22日に調査報告書を受領)及び過年度決算の訂正に要する費用が発生し、翌連結会計年度の決算において計上する予定であります。

なお、当該過年度決算訂正関連費用は、現在集計中ではありますが、2022年12月期第1四半期決算において136,623千円を特別損失に計上する予定であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	214,500	160,800	0.49	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	5,664	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	558,800	398,000	0.49	2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	23,311	-	2026年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	873,300	587,775	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率についてはリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	160,800	160,800	76,400	-
リース債務	5,767	5,891	6,019	5,632

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	5,684,447	10,706,074	15,396,203	20,536,537
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	135,726	102,611	43,334	37,778
親会社株主に帰属する四半期 純利益金額又は親会社株主に 帰属する当期純損失金額 ()(千円)	82,086	87,162	38,502	53,481
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金 額()(円)	9.12	9.67	4.17	5.72

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 ()(円)	9.12	0.56	5.03	9.50

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,626,199	2,585,160
受取手形	166,124	135,029
売掛金	2,441,694	2,508,484
電子記録債権	180,065	112,624
有価証券	10,000	-
商品	400,731	343,610
仕掛品	1,244	10,079
貯蔵品	1,214	1,155
前渡金	518	760
前払費用	33,595	34,534
その他	238,571	2109,280
貸倒引当金	6,454	6,158
流動資産合計	5,693,505	5,734,561
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,115	59,314
工具、器具及び備品	21,987	28,969
リース資産	-	26,318
有形固定資産合計	39,102	114,602
無形固定資産		
ソフトウェア	51,467	40,740
顧客関係資産	24,000	-
その他	1,273	1,273
無形固定資産合計	76,741	42,014
投資その他の資産		
投資有価証券	76,545	86,497
関係会社株式	446,604	446,603
出資金	10,000	10,000
関係会社長期貸付金	177,500	71,500
破産更生債権等	79,023	78,322
繰延税金資産	44,966	-
敷金	76,729	76,082
その他	5,953	682
貸倒引当金	195,411	129,450
投資その他の資産合計	721,911	640,238
固定資産合計	837,755	796,856
資産合計	6,531,261	6,531,417

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,368,982	2,420,830
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	214,500	160,800
リース債務	-	5,664
未払金	2,572,200	61,026
未払費用	69,354	76,013
未払法人税等	2,328	-
前受金	326	3,510
預り金	24,707	29,908
賞与引当金	56,077	52,314
流動負債合計	2,893,478	2,810,068
固定負債		
長期借入金	558,800	398,000
リース債務	-	23,311
役員株式給付引当金	14,720	23,698
資産除去債務	17,933	28,084
繰延税金負債	-	1,200
その他	-	663
固定負債合計	591,453	474,958
負債合計	3,484,931	3,285,027
純資産の部		
株主資本		
資本金	386,305	567,326
資本剰余金		
資本準備金	336,318	517,338
その他資本剰余金	47,914	47,914
資本剰余金合計	384,233	565,253
利益剰余金		
利益準備金	2,607	2,607
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,252,544	2,102,696
利益剰余金合計	2,255,152	2,105,304
自己株式	59,803	59,803
株主資本合計	2,965,887	3,178,080
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,958	2,721
評価・換算差額等合計	2,958	2,721
新株予約権	77,484	65,588
純資産合計	3,046,329	3,246,390
負債純資産合計	6,531,261	6,531,417

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1 20,489,291	1 19,637,138
売上原価	17,871,680	17,136,128
売上総利益	2,617,610	2,501,010
販売費及び一般管理費	2 2,409,862	2 2,503,583
営業利益又は営業損失()	207,747	2,573
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 4,845	1 4,172
広告料収入	1,900	3,346
助成金収入	2,174	-
受取手数料	1 16,680	1 10,580
経営指導料	1 8,160	1 7,050
貸倒引当金戻入額	13,093	-
その他	2,797	2,437
営業外収益合計	49,649	27,586
営業外費用		
支払利息	3,378	3,591
貸倒引当金繰入額	-	9,054
固定資産除却損	360	6,067
株式交付費	8,297	10,432
その他	725	3,210
営業外費用合計	12,762	32,357
経常利益又は経常損失()	244,635	7,344
特別利益		
新株予約権戻入益	361	1,721
貸倒引当金戻入額	-	74,315
特別利益合計	361	76,036
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	-	77,540
特別損失合計	-	77,540
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	244,997	8,848
法人税、住民税及び事業税	66,258	9,519
法人税等調整額	4,125	46,271
法人税等合計	70,384	55,791
当期純利益又は当期純損失()	174,612	64,639

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
期首商品たな卸高		287,471		400,731	
当期商品仕入高		17,695,109		16,710,073	
計		17,982,580		17,110,805	
期末商品たな卸高		400,731	17,581,849	343,610	16,767,194
製品売上原価					
労務費		91,911	29.1	87,579	21.1
経費	1	223,905	70.9	328,007	78.9
当期総製造費用		315,816	100.0	415,586	100.0
期首仕掛品たな卸高		21,737		1,244	
期末仕掛品たな卸高		1,244	336,309	10,079	406,751
他勘定振替高			46,477		37,817
商品及び製品売上原価			17,871,680		17,136,128

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
外注費	223,905	308,148

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	331,534	281,546	47,914	329,461	2,607	2,158,657	2,161,264	59,803	2,762,456
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	54,771	54,771		54,771			-		109,543
剰余金の配当				-		80,724	80,724		80,724
当期純利益				-		174,612	174,612		174,612
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	54,771	54,771	-	54,771	-	93,887	93,887	-	203,431
当期末残高	386,305	336,318	47,914	384,233	2,607	2,252,544	2,255,152	59,803	2,965,887

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,557	3,557	76,554	2,842,568
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			7,979	101,564
剰余金の配当				80,724
当期純利益				174,612
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	599	599	8,909	8,310
当期変動額合計	599	599	930	203,761
当期末残高	2,958	2,958	77,484	3,046,329

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	386,305	336,318	47,914	384,233	2,607	2,252,544	2,255,152	59,803	2,965,887
当期変動額									
新株の発行	175,040	175,040		175,040			-		350,080
新株の発行（新株予約権の行使）	5,980	5,980		5,980			-		11,961
剰余金の配当				-		85,208	85,208		85,208
当期純損失（ ）				-		64,639	64,639		64,639
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	181,020	181,020	-	181,020	-	149,848	149,848	-	212,192
当期末残高	567,326	517,338	47,914	565,253	2,607	2,102,696	2,105,304	59,803	3,178,080

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,958	2,958	77,484	3,046,329
当期変動額				
新株の発行				350,080
新株の発行（新株予約権の行使）			10,173	1,787
剰余金の配当				85,208
当期純損失（ ）				64,639
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	237	237	1,721	1,958
当期変動額合計	237	237	11,895	200,060
当期末残高	2,721	2,721	65,588	3,246,390

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) ヘッジ会計の処理

金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

商品の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

商品 343,610千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、ITサービス事業に係る商品について、個別品目ごとの正味売却価額または再調達価額を求め収益性低下に伴う評価損を計算しております。また、一定期間滞留している商品については、過去の販売実績等に基づく将来の販売見込みによって、定期的に収益性の低下を反映しております。正味売却価額または再調達価額は、商品の個別品目ごとの直近の市場販売価額等に基づいております。

主要な仮定

将来の販売見込みは過去の販売実績等に基づいて見積もっております。よって、主要な仮定は将来の販売見込みであります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の販売見込みは、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、たな卸資産評価損計上の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(役員に対する株式報酬制度について)

連結財務諸表「注記事項(追加情報 役員に対する株式報酬制度について)」に記載した内容と同一のため、記載を省略しております。

(オフィスデザインの役務提供取引における不適切な会計処理)

連結財務諸表「注記事項(追加情報 オフィスデザインの役務提供取引における不適切な会計処理)」に記載した内容と同一のため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
受取手形	1,767千円	3,956千円
電子記録債権	1,698	4,304

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
短期金銭債権	22,891千円	17,627千円
短期金銭債務	4,778	-

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	8,474千円	1,121千円
仕入高及び外注費	23,499	11,635
営業取引以外の取引による取引高	26,902	19,014

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62.4%、当事業年度63.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37.6%、当事業年度37.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	69,390千円	82,140千円
給料手当	762,603	813,106
法定福利費	155,539	164,344
賞与引当金繰入額	52,447	48,840
役員株式給付引当金繰入額	8,730	8,978
荷造発送費	87,522	85,629
販売手数料	562,869	591,645
貸倒引当金繰入額	363	921
地代家賃	129,148	128,585
減価償却費	69,297	68,810

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 446,604千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(2021年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 446,603千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入限度超過額	61,811千円	41,523千円
未払事業税否認	2,426	-
未払事業所税否認	971	998
賞与引当金繰入限度超過額	17,170	16,018
未払費用否認	2,473	2,307
資産除去債務	5,491	8,599
株式報酬費用	6,312	3,390
繰越欠損金	-	36,300
関係会社株式評価損	21,433	6,123
役員株式給付引当金	4,507	7,256
その他	6,047	8,923
繰延税金資産小計	128,645	131,441
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	36,300
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	81,268	90,639
評価性引当額小計	81,268	126,939
繰延税金資産合計	47,377	4,501
繰延税金負債		
有形固定資産(資産除去債務)	1,105	3,567
その他	1,305	2,135
繰延税金資産(負債)合計	2,410	5,702
繰延税金資産の純額	44,966	1,200

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.54	-
住民税均等割	1.01	-
評価性引当額の増減	1.33	-
法人税等還付税額	3.18	-
適格株式報酬費用	1.16	-
その他	1.09	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.73	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(過年度決算訂正関連費用)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象 過年度決算訂正関連費用)」に記載した内容と同一のため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	17,115	53,830	5,549	6,082	59,314	29,219
	工具、器具及び備品	21,987	44,834	26,608	11,243	28,969	45,487
	リース資産	-	26,764	-	446	26,318	446
	計	39,102	125,429	32,157	17,771	114,602	75,152
無形 固定資産	ソフトウェア	51,467	13,932	-	24,659	40,740	-
	顧客関係資産	24,000	2,600	-	26,600	-	-
	その他	1,273	-	-	-	1,273	-
	計	76,741	16,532	-	51,259	42,014	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	201,865	135,608	201,865	135,608
賞与引当金	56,077	52,314	56,077	52,314
役員株式給付引当金	14,720	8,978	-	23,698

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とし、次の当社ホームページアドレスに掲載します。 (https://www.hyperpc.co.jp) ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第31期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第31期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第32期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2020年3月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出。

（第32期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月10日関東財務局長に提出。

（第32期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2021年3月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付資料

2021年6月11日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第31期）（自2020年1月1日 至 2020年12月31日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

(7) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度（第28期）（自2017年1月1日 至 2017年12月31日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

事業年度（第29期）（自2018年1月1日 至 2018年12月31日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

事業年度（第30期）（自2019年1月1日 至 2019年12月31日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

事業年度（第31期）（自2020年1月1日 至 2021年12月31日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

(8) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

（第31期第3四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

（第32期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2020年3月31日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

（第32期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

（第32期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2022年5月16日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年5月16日

株式会社ハイパー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 木 幹 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイパーの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイパー及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

オフィスデザインの役務提供取引における不適切な会計処理	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表等の追加情報（オフィスデザインの役務提供取引における不適切な会計処理）に記載のとおり、会社は、当連結会計年度の決算業務を進めるなかで、オフィスデザインの役務提供取引において、不適切な売上処理が行われていた疑いがあることが判明したため、2022年2月18日から利害関係を有しない外部の有識者から構成される特別調査委員会を設置し、調査を開始した。</p> <p>会社は、2022年4月22日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、売上の前倒し計上、仕入計上の先送り、原価付替え及び架空売上の計上等の不適切な会計処理の修正が必要と判断したため、過年度の有価証券報告書等を訂正した。</p> <p>また、当該役務提供取引について信頼性ある財務報告を実現できなかったことから、会社は業務プロセスに係る内部統制及び全社的な内部統制に開示すべき重要な不備が存在すると判断した。</p> <p>オフィスデザインの役務提供取引にかかる売上高、売上原価は上記の不適切な会計処理のリスクが高く、また、関係する内部統制に開示すべき重要な不備が認められることから、当該売上高、売上原価の計上額の妥当性についてより慎重な検討が必要である。以上より、不正調査に関する専門的な知識及び慎重な判断が必要となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、オフィスデザインの役務提供取引にかかる売上高、売上原価の計上額の妥当性を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な取引に関連して設置された特別調査委員会の適性、能力及び客観性について評価した。 ・ 会社が特別調査委員会から2022年4月22日に受領した調査報告書の内容の信頼性を検討するに当たって、当監査法人内部の不正調査の専門家を開与させうえで、特別調査委員会と随時協議を実施するとともに、特別調査委員会が行った調査の範囲、実施した手続、調査結果、結論及びその根拠を評価した。 ・ 特別調査委員会による調査結果に基づき必要な訂正処理が網羅的かつ正確に行われていることを検証した。 ・ 内部統制に開示すべき重要な不備があることを考慮し、当該不備の影響を受ける取引について、特別調査委員会によって検証された取引も含め、以下の監査手続を実施した。 <p>不適切な会計処理のリスクが高い特定の取引先について全売上取引の確認及び全購買取引の証憑突合、案件名と関連書類の整合性確認、質問等を実施し総合的に検討を行った。</p> <p>不適切な会計処理の手口の類似性を考慮し、特定の取引先について確認を実施した。</p> <p>不適切な会計処理の手口を考慮し、追加の仕訳テストを実施した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外

事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハイパーの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ハイパーが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制には開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正を全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社ハイパー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイパーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイパーの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

オフィスデザインの役務提供取引における不適切な会計処理

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（オフィスデザインの役務提供取引における不適切な会計処理）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。